

平成29年 9 月27日（水曜日）

第 8 号

平成29年第3回北海道議会定例会会議録

第8号

平成29年9月27日（水曜日）

議事日程 第8号

9月27日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第32号、報告第1号

ないし第4号及び諮問第1号

(質疑並びに一般質問)

日程第2、請願第24号

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

1. 予算特別委員会及び決算特別委員会の設置

1. 議案の予算特別委員会付託及び報告の決算特別委員会付託

1. 予算特別委員及び決算特別委員の選任

1. 議案の新幹線・総合交通体系対策特別委員会付託

1. 議案及び諮問の常任委員会付託

1. 日程第2

1. 請願の少子・高齢社会対策特別委員会付託

1. 休会の決定

出席議員(98人)

議長 101番 大谷 亨 君

副議長 70番 勝部 賢 志 君

1番 菊地 葉 子 君

2番 阿知良 寛 美 君

3番 浅野 貴 博 君

4番 安住 太 伸 君

5番 池 端 英 昭 君

6番 川 澄 宗之介 君

7番 小 岩 均 君

8番 内 田 尊 之 君

9番 大 越 農 子 君

10番 太 田 憲 之 君

11番 加 藤 貴 弘 君

12番 久保秋 雄 太 君

13番 清 水 拓 也 君

14番 千 葉 英 也 君

15番 塚 本 敏 一 君

16番 道 見 泰 憲 君

17番 船 橋 賢 二 君

18番 丸 岩 浩 二 君

19番 梅 尾 要 一 君

20番 菅 原 和 忠 君

21番 中 川 浩 利 君

22番 畠 山 みのり 君

23番 藤 川 雅 司 君

24番 白 川 祥 二 君

25番 新 沼 透 君

26番 赤 根 広 介 君

27番 田 中 英 樹 君

28番 中野渡 志 穂 君

29番 佐 野 弘 美 君

30番 宮 川 潤 君

31番 荒 当 聖 吾 君

32番 安 藤 邦 夫 君

33番 山 崎 泉 君

34番 佐 藤 伸 弥 君

35番 沖 田 清 志 君

36番 笹 田 浩 君

37番 松 山 丈 史 君

38番	市橋修治君	76番	森成之君
39番	稲村久男君	77番	金岩武吉君
40番	梶谷大志君	78番	池本柳次君
41番	笠井龍司君	79番	滝口信喜君
42番	中野秀敏君	80番	須田靖子君
43番	野原薫君	81番	高橋亨君
44番	花崎勝君	82番	佐々木恵美子君
45番	三好雅君	83番	三井あき子君
46番	村木中君	84番	星野高志君
47番	吉川隆雅君	85番	三津丈夫君
48番	吉田祐樹君	86番	平出陽子君
49番	佐々木俊雄君	87番	吉田正人君
50番	田中芳憲君	88番	岩本剛人君
51番	富原亮君	89番	遠藤連君
52番	八田盛茂君	90番	布川義治君
53番	松浦宗信君	91番	加藤礼一君
54番	東国幹君	92番	喜多龍一君
55番	内海英徳君	93番	竹内英順君
56番	大崎誠子君	94番	本間勲君
57番	小畑保則君	95番	伊藤条一君
58番	角谷隆司君	96番	川尻秀之君
59番	小松茂君	98番	神戸典臣君
61番	長尾信秀君	99番	高橋文明君
62番	中司哲雄君	100番	和田敬友君
63番	藤沢澄雄君	欠席議員(1人)	
64番	村田憲俊君	60番	千葉英守君
65番	北口雄幸君	欠員(2人)	
66番	小林郁子君	69番	
67番	橋本豊行君	97番	
68番	広田まゆみ君		
71番	中山智康君	出席説明員	
72番	大河昭彦君	知事	高橋はるみ君
73番	志賀谷隆君	副知事	山谷吉宏君
74番	吉井透君	同	辻泰弘君
75番	真下紀子君	同	窪田毅君

公営企業管理者 浦本元人君
 病院事業管理者 鈴木信寛君
 総務部長 中野祐介君
 兼北方領土対策本部部長
 総務部職員監 梅田禎氏君
 総務部危機管理監 橋本彰人君
 総合政策部長 佐藤嘉大君
 総合政策部交通企画監 黒田敏之君
 総合政策部空港戦略推進監 藪紀洋君
 環境生活部長 小玉俊宏君
 保健福祉部長 佐藤敏君
 保健福祉部少子高齢化対策監 佐藤和彦君
 経済部長 阿部啓二君
 経済部観光振興監 木本晃君
 経済部食産業振興監 田辺利信君
 農政部長 小野塚修一君
 農政部食の安全推進監 森田良二君
 水産林務部長 幡宮輝雄君
 建設部長 渡邊直樹君
 建設部建築企画監 須田敏則君
 会計管理者兼出納局長 辺見広幸君
 企業局長 山岡庸邦君
 道立病院部長 田中宏之君
 財政局長 森隆司君
 財政課長 猪鼻信雄君
 秘書課長 三橋剛君

教育委員会教育長 柴田達夫君
 教育部長兼教育職員監 佐藤寛君
 学校教育監 村上明寛君
 総務課長 岩渕隆君

選挙管理委員会事務局長 清水敬二君

人事委員会事務局局長 岡田恭一君

警察本部長 北村博文君
 総務部長 池田康則君
 総務部参事官兼総務課長 尾辻英一君

労働委員会事務局局長 中川淳二君

代表監査委員 東陽一君
 監査委員事務局局長 河治勝彦君

収用委員会事務局局長 鳴海正一君

議会事務局職員出席者

事務局局長 赤石剛司君
 議事課長 小山志津生君
 議事課主幹 本間治君
 議事課主査 中澤正和君
 議事課主任 林幸雄君
 同 小倉拓也君

午前10時13分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔小山議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

荒 当 聖 吾 議員

安 藤 邦 夫 議員

山 崎 泉 議員

であります。

1. 議長の報告

○議長大谷亨君 この際、御報告いたします。

同僚議員釣部勲君は、本日、逝去されました。

まことに痛惜哀悼の念にたえません。

よって、議長において謹んで弔意を表しました。

以上、御報告いたします。

1. 日程第1、議案第1号ないし第32号、報告第1号ないし第4号及び諮問第1号

（質疑並びに一般質問）

○議長大谷亨君 日程第1、議案第1号ないし第32号、報告第1号ないし第4号及び諮問第1号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

吉川隆雅君。

○47番吉川隆雅君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

質問に先立ち、我が会派の先輩議員であります釣部勲先生の御逝去の報に接し、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、みたまの安らかな御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い、順次質問してまいります。

最初に、恐竜化石等の活用についてであります。

恐竜と聞くと、胸がわくわくと沸き立つのは、私だけではないのではないのでしょうか。

太古の昔、人類が誕生するはるか以前、この地球に君臨していた巨大な生物たち——全長が25メートルを優に超える巨大な体躯を持つブラキオサウルス、あらゆるものをかみ砕く強靱な顎を持ち、最強の恐竜と言われるティラノサウルス、堅牢なよろいとハンマーを持つアンキロサウルス、フリルと巨大な角が特徴的なトリケラトプス——どこまでも広がる草原の中、鬱蒼と茂ったシダの森の中、険しく切り立った岩場の中など、彼らがかつて地上を闊歩していた姿を想像するだけで、我々の心は太古の地球へとタイムスリップすることができます。

そもそも、恐竜とは何か。

恐竜という名称は、1842年、イギリスの生物学者であったリチャード・オーウェンがギリシャ語からつくった造語で、ダイナソー——恐ろしいトカゲという言葉から来ております。約2億

2800万年前から6550万年前、三畳紀、ジュラ紀、白亜紀という三つの地質時代にまたがる中生代に栄えた陸生爬虫類のことであり、諸説はありますが、有力と言われる説では、白亜紀の終わり、巨大隕石の衝突による環境の激変などにより絶滅という終えんを迎えるまで、その時代は続きました。

現在では、その一部は絶滅を免れ、現代の鳥に至るルーツとなったとされる説も有力であります。

一般的に恐竜と思われがちなプテラノドンなどは翼竜に、エラスモサウルスなどは海生爬虫類に分類をされますが、ここでは、それらや、中生代以外の時代に生息していた古代生物などの化石等についても扱っていくこととしたいと思います。

これまで、道内の多くの市町村で、アンモナイトやモササウルス類などの化石が発掘されておりますが、恐竜化石の出土は、夕張のノドサウルス類の化石の一部や、中川町のテリジノサウルス類の化石の一部など、数例の出土にとどまっておりました。

そんな中、平成15年に穂別の道有林で最初に発見され、平成25年から26年までの大規模調査によって発掘された化石がにわかに注目を集めることとなりました。それは通称・むかわ竜で、国内で最大のハドロサウルス類のほぼ全身骨格の発見でありました。

この化石は、尾骨の形状の特徴などから、新種の恐竜であると目されており、世界的にも、学術上、非常に貴重な発見であると言われております。

むかわ町穂別では、従前から、恐竜に限らず、首長竜の一種であるホベツアラキリュウ——通称・ホッピーや、白亜紀の陸ガメの一種であるアノマロケリスアングラータなどを地元博物館に展示し、地域振興や学術研究の取り組みを推進してきておりますが、むかわ竜の発見を受けて、ことし、むかわ町恐竜ワールド構想を策定し、専門部署を設置して、その推進を始めたところであります。

そのほかにも、三笠市では、地域由来の化石の企画展示や住民向けの講座などを開催するなど、恐竜化石などを活用した地域振興の取り組みが道内各地で活発に行われております。

むかわ竜の発見により、本道の恐竜化石等の利活用に向けた新たなステージが開拓されたと感じておりますが、道としても、地域の取り組みに対し、支援を強化していく必要があると考えます。

これまで、どのような対応をしてきたのか、今後、どう取り組んでいくのか、まず伺います。

フクイサウルスやフクイラプトルなど、多くの恐竜化石が発掘されている福井県は、県立恐竜博物館が世界三大博物館の一つとも言われており、年間で90万人を超える入場者数を誇り、多くの主催特別展のほか、国内で行われるさまざまなイベントにも協力するなどしており、名実ともに国内屈指の恐竜王国となっています。

また、タンパティタヌスが発掘された兵庫県丹波市では、他の恐竜発掘自治体とのネットワーク形成に向け、精力的な展開を図っていると聞いております。

他県でのこうした動きが加速する中、道内では、先ほど御紹介した、恐竜は鳥のルーツになっ

たとする学説を提唱された北大の小林快次准教授などが、むかわ竜の発掘にも携わっており、むかわ町は、小林先生を初めとした多くの研究者との連携のもと、学術研究や教育などにも恐竜資源を活用しております。

幅広い世代の人々を引きつける魅力とポテンシャルを秘めた地域資源である恐竜や化石などの恐竜資源について、先進地の事例なども参考に、道として、道内の各地域はもとより、道外の自治体とも連携しながら、教育、観光、文化振興、地域づくりなど、幅広い分野を対象に、庁内の関係部や振興局が一体となって活用を図っていくべきと考えますが、見解を伺います。

次に、食と観光の連携についてであります。

ことし、海外調査派遣でアメリカ・カリフォルニア州に行く機会をいただきました。

カリフォルニアワインの一大産地であるナパヴァレーでは、地元産の農産物などを使った料理と地元ワインを車内で提供するワイントレインや、地産地消をモットーとしたレストランに豪華な宿泊施設を併設したオーベルジュなど、食と観光が密接に結びついた取り組みが世界じゅうの観光客を魅了している実態を見ることができました。

北海道においても、本道の優位性を生かした成長分野として、食と観光に着目し、食産業の振興や道産食品の輸出拡大といった食の取り組み、魅力ある観光地づくりや国内外からの観光客誘致といった観光の取り組みをそれぞれ推進しており、道産食品輸出1000億円、外国人観光客500万人の大目標を掲げております。

多くの方が本道を訪れることで食の消費が高まり、食を楽しみに来る人がまたふえていくなど、この二つは切っても切り離せない相互補完の関係にあり、地元の食材を生かした料理を観光客に提供するなど、食と観光が一体となった取り組みをもっと広げていくことが、双方の振興に相乗効果をもたらすものと考えます。

食と観光が一体となった北海道の新たな魅力づくりと発信に向けて、どのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、道産ワインの振興についてであります。

先ごろ大筋合意に達した日EU・EPA交渉の中で、ワインについては、関税の即時撤廃となりました。

道の影響想定では、関税撤廃を機に、国内の市場におけるEU産ワインのPR活動が加速することが見込まれ、相対的に道産ワインの位置づけが低下する懸念があるとしております。

確かに、一時的には、相対的に国内産ワインの消費が減退する可能性は考えられますが、ヨーロッパのレベルの高いワインが消費者に身近になり、ワイン全体の消費量や飲む人がふえれば、ワイン全体の市場の拡大につながるなど、ワイン文化が浸透していくという意味において、決してマイナスばかりではないと考えております。

まして、品質、つくり手の技術など、これからまだまだ伸びる余地がある道産ワインにとっては、世界に通じるワインづくりを目指す上で、いい刺激になっていると思いますし、道内の生産者はそういう気概のある方たちばかりだと感じております。

道が行っているワインアカデミーに講師として来日された、カリフォルニア大学デービス校のロジャー・ボルトン先生など、多くの海外の方からも、道産ワインの大いなる可能性と、現在のすばらしさについてお墨つきをいただいております、国において審査の途上である地理的表示の取得に向けての取り組みや、キャメルファーム・余市ワイナリーや、フランスの老舗ワイナリーのドメヌ・ド・モンティエユ社の函館市内への店舗開設など、道外、海外からの資本投資も進んでおり、道産ワインのさらなる成長に胸は高鳴るばかりであります。

食事とお酒がお互いを引き当て合い、一つの食卓を形成していくように、道産ワインは、北海道の食をさらに一段引き上げていく力を持っていると考えております。

今後も加速する海外との経済交流の流れの中、道産ワインを活用した海外への食のプロモーションを行っていくべきと考えますが、見解を伺います。

次に、外来種対策についてであります。

環境省と農林水産省が公表している生態系被害防止外来種リストによると、外来種とは、人の活動によって、本来の分布域の外の国や地域に導入、移動された生物種のこととされております。

外来種の中でも、生態系や農林水産業、また人の健康に大きな被害を及ぼすものを侵略的外来種と定義しております。

先日、神戸港に貨物船で運び込まれたコンテナから、強い毒を持つ南米産のヒアリが発見されました。

ヒアリは、そのリストの中で、国内に未定着だが、定着した場合に生態系等への被害のおそれがある定着予防外来種の中でも、特に、導入の防止、水際での監視等により、侵入を未然に防ぐ必要がある侵入予防外来種に分類されております。

ヒアリに刺されると、やけどのような強い痛みを感じ、アレルギー性ショック症状を引き起こす可能性もあり、死亡例も報告されております。

こうした侵略的な外来種であっても、原産地の生態系の中では、天敵や競争相手がいるため、それほど悪さをしないと云いますが、本来の生態系の外に出たときには、凶暴さを増し、在来種を駆逐して繁殖していく可能性も高くなります。

平成7年に大阪府で発見されたセアカゴケグモは、本道を含む44都道府県で確認されるまでに定着してしまいました。

最初は外来種であっても、一旦定着し、地域の生態系に組み込まれてしまうと、今度は、それを駆除することが生態系の破壊につながりかねないという、難しい問題があります。それゆえ、外来種を入れない、捨てない、広げないという取り組みが必要なのであります。

平成24年に閣議決定をされた生物多様性国家戦略2012-2020に基づき策定された外来種被害防止行動計画では、国を初めとした各主体に対して求める役割と行動指針を示しております。

都道府県については、地域の生物多様性の保全、農林漁業の振興、住民の安全確保に責任を有する立場から、外来種対策の推進に大きな役割を担っているとした上で、地域の自然環境の特性

や社会的な条件に応じた防除も含めた総合的な外来種対策の推進のため、生物多様性地域戦略の策定、侵略的外来種に関する条例の制定や、侵略的外来種のリストなどの策定、侵略的外来種に関する普及啓発、防除を実施する人材の育成などを求めています。

道として、この国の行動計画に対して、どのように対応してきたのか、また、今後、どう対応していくのか、伺います。

グローバル化の進展、自由貿易の推進という波の中で、ヒアリのような侵略的外来種を初めとする、さまざまな生物が道内に入り込んでくるケースもふえるのではないかと考えております。

私は、経済活性化の観点から、海外との経済交流は推進すべきと考えておりますが、一方で、北海道の豊かで独自性のある生態系、生物多様性を保全していくことも重要であると考えます。

幕末から明治にかけて日本に滞在したイギリスの動物学者のトーマス・ブラキストンは、津軽海峡に動植物の分布境界線があると提唱しました。この境界線はブラキストン線と呼ばれているようであります。

ヒグマや、エゾモモンガ、エゾリス、シマフクロウ、ヤマゲラなどの野生鳥獣、また、オシロコマなどの淡水魚など、北海道には豊かな生態系が存在しております。

かつて、恐竜は、自然環境の猛威にさらされ、絶滅という道をたどったのではないかと考えられておりますが、私たち人間の英知は、種を保存し、自然を守っていく力があると信じております。

本道の生態系の保全のため、外来種の防除、水際対策の強化も含め、どう取り組んでいくのか、見解を伺います。

最後に、アートギャラリー北海道についてであります。

道立美術館では、さまざまな企画の展覧会や教育普及活動を通じて、道内外の多くの方々に、素晴らしい芸術作品に触れる機会や体験活動などを提供していると承知しております。

ことし、開館40周年を迎えた近代美術館では、現在、記念特別展としてゴッホ展を開催中であります。

ゴッホと日本人をテーマに、オランダのファン・ゴッホ美術館を初め、世界に名立たる美術館や個人が所蔵している作品で構成された展覧会となっており、このような世界的に有名で貴重な素晴らしい作品を多くの道民の皆様にごらんいただくことは、本道における芸術文化の振興はもとより、本道の魅力の発信につながるものと考えます。

道内においては、先日、株式会社ニトリホールディングスが所蔵するコレクションを紹介する小樽芸術村がグランドオープンするなど、民間による芸術文化振興の取り組みも盛んになってきていると感じており、さらに、道内各地には、道立美術館以外にも、各地域に、国内外の評価が高い作家、個性的な作家、地元ゆかりの作家などの作品を収集、展示する美術館や文化施設が存在しております。

教育長は、昨年のが会派からの質問に対し、道立美術館が道内の各地域の美術館などとネッ

トワーク化を進め、双方向で、アートの紹介、発信に取り組むと答弁されており、現在、アートギャラリー北海道の取り組みについて検討しているものと承知をしております。

このような取り組みは、北海道全体の機運を高めつつ、道民の皆様にしっかりと受けとめてもらい、浸透させていくことが大切であると考えますが、アートギャラリー北海道を具体的にどのように取り進めていこうとしているのか、伺います。

道立美術館の役割として、展覧会などを通じて、多くの方々に来館していただき、芸術文化の浸透を図っていくことも大切であります。これからの北海道を担う若手芸術家の育成や、子どもたちに向けた芸術体験活動を充実することも重要であります。

これまでも、道立美術館では、さまざまに工夫を凝らした取り組みを行っているものと思いますが、アートギャラリー北海道の取り組みの開始に当たって、例えば、画家、芸術家を目指している学生や若者たちの手で新たな芸術作品を創作するなど、象徴的な取り組みを行うべきと考えます。

こうした取り組みを行うことで、若手芸術家やその卵たちに活動の場を提供することはもとより、生み出された作品は、長く受け継がれる、アートギャラリー北海道の象徴的作品として、さまざまなシーンでの活用も含めた価値を持つことになり、さらには、北海道全体の機運の醸成にもつながるものと考えます。

アートの道を志す本道の若者たちの育成に向けた取り組みについて、教育長の見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）答弁に先立ちまして、自民党・道民会議、釣部勲議員の御逝去に対し、心から哀悼の意を表します。

それでは、吉川議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、恐竜化石等の活用に関する今後の取り組みなどについてであります。悠久の歴史が育んだ恐竜化石は、子どもから大人まで、多くの人々の想像力や好奇心をかき立て、学術研究を初め、教育、文化や観光など、さまざまな分野で活用が期待できる、夢のある地域資源と考えるところであり、道内でも、恐竜の全身骨格が発掘されたむかわ町を初め、多くの自治体で、化石などを地域振興に生かす取り組みが進められているところであります。

道といたしましては、こうした動きを広げていくため、振興局も含めた庁内横断的な体制のもと、大学等とも連携しながら、恐竜化石の魅力をアピールするための情報発信やイベントの実施のほか、学校教育や生涯学習への活用、道外で同じ取り組みを進める市町村とのネットワークづくりへの支援など、幅広い観点から検討を進め、恐竜などの地域資源を生かした施策の展開を積極的に進めてまいります。

次に、食と観光の連携についてであります。本道の多彩な食や観光は、国内外に北海道ブランドとして浸透してきており、これらの結びつきを強めることで、相乗的な効果が期待されるこ

とから、より一層連携した施策の展開が重要と考えているところであります。

このため、道では、空知、後志でのワインツーリズムや、道東地域のグルメスポットをめぐるルートづくりなどの取り組みを促進し、広く情報発信するとともに、豊かな自然や風景の中で、観光客に地元の食材を生かした料理を提供するキッチンカーを取り入れたモニターツアーを、本年10月に新たに実施するなどの取り組みを進めているところであります。

道といたしましては、今後さらに、関係者が一体となって、地域ならではの食のメニューの創出や旅行商品の造成を促進するとともに、国内はもとより、海外のどさんこプラザにおいて、観光情報の発信をより一層強化するなど、食と観光の連携を深め、北海道の魅力づくりを推進してまいりたいと考えております。

次に、道産ワインの海外プロモーションなどについてであります。本道のワイン産業の発展に向け、海外販路の開拓やインバウンド需要の獲得を図っていくことは重要と認識いたします。

このため、道では、本年11月には、シンガポールにおいて、現地の高級レストラン等を対象に、ブランド力の高い道産食材を売り込むプレミアム食材商談会を開催し、業界団体や市町村等と連携した食とワインのプロモーションを実施するほか、ニセコ・洞爺地域の高級リゾートホテルにおいても、外国人富裕層を対象に、道内の多様なワインと地域の食材を組み合わせる楽しみ、北海道ならではの新たな食文化を海外に発信する取り組みを行うこととしているところであります。

私といたしましては、今後、さらなる品質の向上とブランドの確立に向けて、各般の施策を積極的に展開し、本道のワイン産業が新たな産業として裾野を広げ、地域の活性化につながるよう取り組んでまいります。

最後に、生態系の保全についてであります。本道は、広大な森林や貴重な湿原を有し、北方系はもとより、南方系の野生生物も見られる、国内でも特有の生態系が形成されている地域であります。地球温暖化や外来種の分布拡大などによる自然環境への影響が懸念されるところであります。

道といたしましては、今後とも、既に定着している外来種への対策や、希少な野生生物の保護対策を着実に推進するとともに、ヒアリなど新たな外来種の脅威に対しては、研究機関などから、生態系への影響の情報や最新の侵入情報を収集し、広く道民の皆様方への情報提供に努めるとともに、国、市町村などと連携し、水際対策の強化を図るなどして、将来にわたって、本道の豊かな自然環境を次の世代に引き継げるよう、生物多様性の保全に向けた取り組みを総合的に進めてまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）恐竜化石等の活用に関し、地域の取り組みへの支援についてであります。道では、地域づくり総合交付金などを活用し、教育、文化、観光振興の観点か

ら、例えば、国内で最大級の恐竜化石を有するむかわ町での化石発掘やクリーニングなど調査研究事業への支援、町との共催による、「道みんなの日」に合わせた恐竜パネル展の開催のほか、北海道博物館におけるジオパークの紹介イベントで、三笠市のアンモナイト化石の展示・体験ブースを設けるなど、恐竜化石等を生かした各地域の取り組みに対して協力や支援に努めてきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、市町村等のニーズを踏まえながら、地域資源を活用するためのノウハウや施設の提供を初め、財源、人材の確保などの面で、地域の主体的な取り組みを効果的にサポートしてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）外来種による被害の防止への対応状況などについてであります。道では、国の外来種被害防止行動計画に先立ち、平成16年に、外来種のデータベースである北海道ブルーリストを作成し、防除対策に取り組んできたところであります。

また、平成22年には、生物多様性基本法に基づく地域戦略となる生物多様性保全計画を策定し、多様性の保全と持続可能な利用に向けた方針などを示すとともに、平成25年には、生物多様性保全条例を制定し、野外への放出を禁止する指定外来種の制度を設けるなど、外来種による被害の防止対策を推進してきたところであります。

道といたしましては、今後とも、国の行動計画の実施状況を踏まえながら、ヒアリなど新たな外来種の侵入にも適切に対応できるよう、総合的な外来種対策に努めてまいる考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）吉川議員の御質問にお答えをいたします。

まず、アートギャラリー北海道の取り組みについてでございますが、北海道内には、道立美術館のほか、個性的で多様なコレクションを収集、展示している公立、私立の美術館や文化施設等が多数あり、それぞれの特色を生かし、芸術文化活動を展開しているところでございます。

道教委では、こうした道内の美術館が互いに連携し、魅力をより高め、道民はもとより、本道を訪れる国内外の多くの方々に芸術文化を紹介、発信することによって、美術館を行き交う人々があふれ、北海道全体がアートの舞台となることを目指し、現在、アートギャラリー北海道の展開方針について検討を行っているところでございます。

この展開方針におきましては、市町村や民間の美術館等の収蔵作品を紹介する道立美術館での展覧会の開催を初め、スタンプラリー、ワークショップなどの共同実施、共通ロゴマークやポスターなどを活用した情報提供とPR、さらには、観覧半券の提示による観覧料の割引など、参加美術館等のコラボによるさまざまな取り組みについて検討を行っており、今後、道内の美術館等と具体的な協議を進めてまいる考えでございます。

次に、若手芸術家の育成についてでございますが、本道の芸術文化の振興のためには、多くの

皆様に美術館に親しんでいただくこととあわせて、未来を担う人材の育成が重要であると認識いたしております。

アートギャラリー北海道の展開に当たりましては、ただいま議員から御提案がございました、学生などによる作品創作活動など、若者の力を発信するイベントの開催や、若手作家の活動を紹介する機会の提供、さらには、表現や創作の喜びを体験できる青少年対象のワークショップの開催など、美術館等における教育機能を一層充実させ、本道のこれからの芸術文化を担う若手人材の育成に努めてまいりたいと考えてございます。

なお、こうした取り組みは、道内の美術館が一体となり、芸術を通じて北海道の魅力を内外に発信するものであり、未来に向けて新たな一步を踏み出すという北海道150年事業の趣旨にも通じますことから、連動した取り組みとして、事業を展開してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 吉川隆雅君の質問は終了いたしました。

阿知良寛美君。

○2番阿知良寛美君（登壇・拍手）（発言する者あり）質問に先立ち、友党であります自民党、釣部勲さんの御逝去の報に接し、謹んで哀悼の意を表します。

それでは、通告に従いまして、以下、知事並びに教育長に伺います。

まず、アイヌ政策についてであります。

本年5月23日に開催された国のアイヌ政策推進会議において、国は、アイヌ政策の総合的な検討に際し、現行の施策の改善方策を含めて、幅広くアイヌ政策を検討するとしており、その際には、固定観念や先入観を取り払い、アイヌに寄り添った先住民族政策を再構築する観点から、真のニーズを把握、分析するとしています。

また、同じ会議の場で、菅内閣官房長官からは、アイヌ政策の総合的な検討を行うに当たり、先住民族政策の基本的事項を整理して、立法措置を含めて検討を行っていくとの発言があり、その動向に注目が集まっているところであります。

そこで、こうした新法制定に向けた国の取り組みについて、知事の所見を伺います。

次に、民族共生象徴空間についてであります。

もとより、国立アイヌ民族博物館を中核とした民族共生象徴空間は、アイヌ文化の復興に向けた拠点であるとともに、アジアを代表する先住民族の拠点としても極めて意義があるものと考えています。

この間、国は、2020年4月に向けて施設整備などに取り組まれており、一方、道も、さきに庁内に支援組織を立ち上げております。

例えば、アイヌ文化などについての専門知識を有した人材の養成確保、道立公園や道の駅の整備、道路、駅舎などを含めたハード整備、運営主体を含めたソフト対策など、道として積極的に取り組むべきと考えます。所見を伺います。

次に、小児救急医療について伺います。

まず、小児救急電話相談事業についてであります。

夜間や休日といった医療機関の休診時に子どもが急病となった際、医療機関を受診すべきかどうかなどを相談できる小児救急電話相談が全国で実施されており、現在、厚生労働省においては、相談業務の適切な対応を行うことを目的に、事例の集約、分析を行っているものと承知しております。

小児救急電話相談は、安心して子育てをする上で必要不可欠なものであり、相談員の資質の向上など、相談体制を含め、その充実が重要と考えます。道はどのように取り組んでいるのか、伺います。

次に、道民への普及啓発についてであります。

厚生労働省の調査によると、小児救急患者の時間帯別の受診状況は、平日では18時から22時ごろまでが多く、さらに、土・日では平日より多くなっており、小児救急患者は時間外受診が多いと指摘されております。

また、18歳未満の救急車搬送に占める軽症者の割合は7割にも上るものと承知しております。

小児救急電話相談事業は、看護師や小児科医師の適切な助言により、保護者の不安が軽減され、急を要しない小児患者の適切な受診にもつながることから、道民への普及啓発や利用促進が重要と考えます。所見をお伺いします。

次に、小児救急医療体制についてであります。

近年の少子化、核家族化、夫婦共働きといった社会情勢や家庭環境の変化に加え、保護者らの専門医志向、病院志向が大きく影響し、重症患者を扱う医療機関においてさえ、軽症患者が多数受診していると聞いており、小児科医師の負担も大きいものと考えます。

未来を担う子どもの命を守るためには、どこに住んでいても適切な小児救急医療が受けられることが必要不可欠なものと考えます。

道は、どのように小児救急医療体制の確保に取り組んでいくのか、伺います。

次に、国民健康保険についてであります。

平成30年度からの国民健康保険の都道府県単位化まで、あと半年と迫っております。今後は、本道の国保運営の統一的な方針として、さきに策定された国保運営方針に基づき、道及び市町村において、制度移行に向けた準備が進められるものと承知しております。

50年ぶりの大改革となる今回の制度移行に当たっては、道と市町村が車の両輪となって進めていく必要があります。

このような中、地域によっては、保険料の大幅な変動が見込まれるなどの課題があることから、道のリーダーシップのもと、道内の全ての市町村の十分な理解を得て進めていくことが必要と考えます。

そこで伺います。

まず、これまで、制度移行に向け、道は、市町村に対してどのような働きかけを行ってきたのか、また、今後、どのように進めていく考えなのか、お伺いをいたします。

次に、制度移行期に生じる課題についてであります。

制度移行に当たっては、さまざまな課題があるものと考えますが、特に、制度の切りかわり時期においては、旧制度と新制度が混在する場合もあり、前期高齢者交付金の精算の取り扱いや、現在、市町村ごとに異なっている事務処理の取り扱いなどについて、地域から不安の声も聞かれるところでもあります。

円滑な制度移行に向けては、これら制度移行期に生ずる課題を確実に解決していくことが重要と考えますが、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

次に、健康づくりへの取り組みについてであります。

国保運営方針においては、将来的に、市町村ごとの医療費水準を納付金算定に反映しないといった、保険料水準の統一を目指しているものと承知しております。これは、全道のどこに住んでいても、同じ所得であれば、同じ保険料水準となり、道内の加入者が公平に負担するという、都道府県単位化の目指すべき姿であるものと考えます。

しかしながら、一方で、現在、市町村ごとに医療費水準の差がある中、納付金算定に医療費水準を反映しないこととなると、市町村の健康づくりなどの取り組みに対するインセンティブがなくなり、医療費の適正化が進まないばかりか、住民の健康が損なわれるおそれさえあるものと考えます。

健康づくりへの取り組みは、道民が安心して暮らしていくために必要なものと考えます。

道が新たな国保制度を運営するに当たって、市町村の健康づくりへの取り組みをどのように促進していく考えなのか、お伺いをいたします。

次に、ヘルプマークについてであります。

外見からはわかりにくい障がい、病気がある方などが援助や配慮を必要としていることを周りに知っていただくため、東京都は、平成24年にヘルプマークを作成しました。

こういった方々からは、外見では困っていることがわかりにくいいため、交通機関の優先席や多目的トイレを使用しにくい、東京都が作成したヘルプマークを道内でも普及してほしいというお話を伺っております。

そのため、我が党は、道議会でも、他の党に先駆けて、ヘルプマークの導入に関して道の考えを伺い、導入について働きかけを行ってきたところであり、また、導入に当たっては、全道統一的な取り組みが重要であることも申し上げてきたところでもあります。

また、札幌市を初めとする各市町村の議会においても、公明党議員がそれぞれ働きかけを行ってまいりました。その結果、ことし3月の札幌市議会において、公明党市議の質問に対し、ことしの秋をめどにヘルプマークを導入するという考えが示されたところでもあります。

そして、このたび、道においても、札幌市と同時に、全道でヘルプマークの導入に取り組むとのことでもあります。我が党の働きかけにより、導入が実現したことを大変喜ばしく思います。

そこで、以下伺います。

ヘルプマーク導入の取り組みは、誰が見てもわかるように、全道で進めることが重要であり、

道と市町村が連携して取り組んでいくべきものと考えます。

こうした取り組みを長く続けていくためには、どこの市町村でも同じ取り組みとなるよう、道がリーダーシップを発揮し、責任を持って進めていく必要があると考えます。所見をお伺いいたします。

次に、事業者の取り組みについてであります。

ヘルプマークをつけた人を見かけたら積極的に配慮するだけではなく、障がいによっては、ひとり言を行ったりパニックになってしまう場合もあるので、そのときにはそっと見守ることも、その方にとって配慮になるという話も聞きます。

これは、道民一人一人が他者に対して思いやりを持って行動することを促すものであり、こうしたことが当たり前の社会になることが、誰もが暮らしやすい社会に近づくことであると考えます。

このため、ヘルプマークを着用しない方も含めて、道民全体に対する普及啓発を行っていくことが重要であると考えます。

しかしながら、我が党が事例として再三取り上げた、優先席に座りにくい、多目的トイレを利用しにくいといった事例については、道民の個人の理解を深めるだけではなく、それらを設置する事業者の協力も必要と考えます。所見をお伺いいたします。

次に、中国との交流についてであります。

本道においては、本年、日中国交正常化45周年を迎える中で、民間の交流団体による記念講演や青少年の交流など、さまざまな交流が行われてきたところであり、さらに、来年には、日中平和友好条約締結40周年を迎えるなど、節目の年が続くことから、次の時代に向けて、さらなる交流拡大の取り組みが展開されるものと考えます。

もとより、道は、これまで、中国黒竜江省と、技術、医療、文化、スポーツといった幅広い分野で交流を続け、友好提携30周年を迎えた昨年には、知事が黒竜江省を訪問し、観光、高齢者福祉、環境技術といった、両地域で関心が高い分野でのさらなる交流を目指す覚書を取り交わし、これまで築き上げてきた強固な友好関係のもと、これからもより一層交流を進めることを両地域間で確認したところであります。

そこで伺います。

道は、先般、中国・北京の清華大と、共同研究や人材交流を進める包括交流に向けた覚書を取り交わしております。

これには、道の研究機関を初め、北大や札幌医科大学なども含まれており、これら関係機関が連携して、将来に向けた両国の一層の友好親善交流を担う人材の育成に取り組むべきと考えます。道は、今後、具体的にどのような取り組みをされるのか、展望も含め、伺います。

次に、建設業における人材確保についてであります。

建設業は、道路、河川などの社会資本整備や維持管理を通じて、本道の経済産業あるいは道民の安全、安心を支えており、昨年8月の台風災害においては、災害復旧の中心的な役割を担うな

ど、地域の危機管理に欠くことができない産業であります。

しかしながら、建設業は、現在、少子・高齢化や公共事業のイメージなどから、若手技術者を確保できないなど、人材不足に悩んでおり、業界全体の高齢化が進む中、技術の伝承などの課題が顕在化してきております。

道は、本道の主要産業であり、地域の守り手としての役割を担う建設業の人材確保に向け、みずから主体的に取り組む必要があると考えます。

そこで、以下、知事及び教育長に伺います。

道は、土木系の技術を有する人材の不足が社会的課題になっている中で、道立高校の土木系学科について、こうした業界のニーズに反し、単に効率性の問題だけで、学級数や定員の削減を進めようとしているのではないかと考えます。

現在、道では、高校づくりに関する指針の策定を進めており、今月、その素案をホームページで公表したところであります。

この指針の中では、社会の時代変化や時代の要請に応える高校づくりをうたっているところですが、道立高校などの学校教育において、こうした人材のニーズが高い土木系学科の人材の育成について、どのように考えているのか、教育長の所見をお伺いします。

次に、土木系学生の就職についてであります。

道内の工業高校の土木系学科の卒業生の就職先を見ると、就職希望者のうち、建設業に就職している生徒の割合は、近年、約4割から5割で推移しており、大学生についても、約4割から7割で推移しております。

こうした、土木系の学科に進んだ生徒や学生の半数近くが建設業に就職していないという実態は、人材不足に苦しむ道内の建設業にとって憂慮すべき事態であり、何らかの対策を打つべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、若年技術者の確保の取り組みについてであります。

道では、現在、公共事業の削減等で厳しい経営環境に置かれている本道の建設産業を支援するため、北海道建設産業支援プランを見直しているところであると承知しておりますが、建設業のイメージアップや若年技術者の確保に向けて、これまで以上に取り組みを強化する必要があると考えます。これまでの取り組みと今後の展開について、知事に伺います。

次に、プログラミング教育についてであります。

近年、科学技術の進展は目覚ましく、身近な生活の中でも、自動販売機やロボット掃除機など、コンピューターとプログラミングの働きの恩恵を受けた機器が当たり前のもので使われるようになってきております。

こうした状況の中、身近なものにコンピューターが内蔵され、プログラムの働きにより、生活の便利さや豊かさがもたらされていることについて理解し、そうしたプログラムを自分の意図した活動に活用していけるようにすることが重要であるとして、ことし3月に告示された小学校学習指導要領では、新たにプログラミング教育が導入されたと承知しております。

まず、小学校では、いつから、どのような学習を行うのか、教育長にお伺いをいたします。

次に、プログラミング教育の実施についてであります。

プログラミング教育は、新しい学習内容であり、子どもたちのみならず、教員にとっても初めての試みとなる場合が多いものと考えます。

そのため、円滑に実施されるよう、研修や機器整備なども含めて取り組んでいく必要があると考えます。教育長の所見をお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

御清聴、ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）阿知良議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、アイヌ新法の制定に向けた取り組みについてであります。我が国の先住民族政策の根拠となる総合的な法律の制定は、アイヌの人たちにとって長年の悲願であり、私といたしましても、これまで、アイヌ協会と連携し、その制定に向け、国に強く要望を行ってきているところであります。

そうした中、本年5月に開催された国のアイヌ政策推進会議では、アイヌ政策の再構築に向け、民族共生象徴空間の開設までに一定の結論を示すとし、菅官房長官からは、立法措置を含めて検討を行うとの発言があり、さらに一歩進んだものと受けとめているところであります。

道といたしましては、今後、国における法律の具体的な検討に際し、アイヌの人たちの声が反映されるよう働きかけるとともに、引き続き、アイヌ協会と連携しながら、文化振興や生活改善など、各般の施策の充実にしっかりと取り組んでまいります。

次に、小児救急医療体制の確保についてであります。道では、比較的軽度な小児救急患者に対応する初期救急は在宅当番医制などにより、入院治療が必要な重症の救急患者に対する2次救急は病院群輪番制により、また、重篤な救急患者に対応する3次救急は救命救急センターや大学病院により、それぞれ確保しているところであります。

道といたしましては、子どもたちが、その症状や状態に応じて適切な医療が受けられるよう、初期救急医療から3次救急医療に至る体系的な医療提供体制の構築が重要であると考えているところであり、今後とも、小児救急を担う医療機関の運営や設備整備に対して支援を行うほか、救急搬送体制の充実も図るなどして、小児救急医療体制の確保に努めてまいります。

次に、新たな国保制度への移行についてであります。道といたしましては、制度の移行に当たり、加入者への影響をできるだけ少なくすることが重要と考えているところであり、保険料の基礎となる納付金については、所得水準の地域差が大きいことや、他医療保険からの交付金の精算が多額であるといった本道の実情に応じて算定を行うことといたしているところであります。

また、市町村と協議しながら、各種申請手続の全道的な基準を作成するなど、事務の標準化を進め、制度の円滑な移行はもとより、将来にわたり国保制度の安定的な運営に資するよう、市町村や関係団体と連携して、準備に万全を期してまいる考えであります。

次に、ヘルプマークについてであります。この取り組みは、助けを必要としている方々だけではなく、手を差し伸べる方々も含めた全ての道民の皆様に、その意味や意義を理解していただくことが大切であり、関係団体の御意見やこれまでの議会議論を踏まえ、全ての市町村の御賛同を得て、オール北海道で取り組むこととし、来月から、約1万個のヘルプマークを配布することとしたところであります。

道といたしましては、ポスターやパンフレットなどの作成、配布や、道の広報紙、ホームページへの掲載、障がい者就労カフェなどの各種のイベントを通じたPR活動などに取り組むとともに、市町村に対しても、妊婦健診や難病相談など、あらゆる機会を捉えて積極的に広報していただくよう働きかけ、ヘルプマークの普及促進を図り、全道民が一つとなって、心のバリアフリーを推進してまいりたいと考えております。

次に、中国との交流についてであります。道では、1986年に、稲作技術の普及をきっかけとして、黒竜江省と友好提携を結び、これまで、さまざまな分野で交流を積み重ねるとともに、東北3省との経済交流や上海事務所を設置など、幅広い交流を進めてきたところであります。

こうした中、清華大学の学長が来日する機会を捉え、道内の大学や研究機関、経済界と連携しながら、共同研究、人材交流などに向けて協議を進めていくこととし、覚書を締結したところであります。

清華大学は、習近平国家主席を初め、中国政府の要人を多数輩出している、中国を代表する大学の一つであり、今後、次の世代を担う学生間の交流はもとより、人的ネットワークを構築するなど、北海道と中国の交流の発展に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、建設業における若年技術者の確保の取り組みについてであります。本道の建設産業においては、人材確保が依然として厳しい状況にあり、担い手の確保育成が喫緊の課題であることから、道では、これまで、担い手対策として、社会保険未加入対策などの就業環境の改善に努めるほか、札幌駅前地下歩行空間で開催をした建設産業ふれあい展において、建設業の役割や魅力の発信などに取り組んできたところであります。

また、現在策定中の、仮称ではありますが、建設産業支援プラン2018においては、技術をつなぐ担い手の確保育成の強化を目標の一つとして設定し、週休2日の導入などによる就業環境の一層の改善に努めるとともに、建設産業のイメージアップを図るための魅力のPRや、就業者を育成するための技術研修会への助成など、若年技術者の確保育成に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）民族共生象徴空間についてであります。国内外から多くの方々が象徴空間を訪れ、アイヌ文化への理解を深めていただくには、魅力ある展示、演出と、それを支える人材の確保に加え、交通アクセスや受け入れ環境の整備が重要と考えております。

このため、道では、本年7月に、国及び企業等との連携によるプロジェクトチームを設置し、体験交流メニューや誘客促進策などの事業展開、それらを担う人材の確保育成につつまして、企画検討を進めております。

また、国道の整備、特急の増便等を国やJR北海道に働きかけるとともに、周辺の商業交流施設の整備等につつましても、地元の白老町や商工団体の皆様と一体となって取り組んできたところであります。

今後、白老アイヌ民族博物館の人材や、アイヌ文化財団の伝承者育成事業を修了した方々にも御参画いただき、事業の磨き上げと運営体制の整備を加速するとともに、周辺施設や道内各地のアイヌ文化発信事業との連携を強化するなど、ハード、ソフトの両面の取り組みを促進し、象徴空間の開設に向け、官民一体となって積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）まず、小児救急医療に関し、小児救急電話相談事業についてでございますが、この事業は、夜間における子どもの急病やけがなどに際し、保護者の不安を軽減し、軽症の小児患者の時間外受診の緩和を図るなど、小児救急医療体制を確保する上で重要な役割があると認識いたしております。

このため、道では、相談受け付け時間について、午後11時までを翌朝8時までに延長するなど、相談体制の充実を図りますほか、相談員研修会の実施や、医師会が主催する専門的な小児救急医療地域研修会の受講の促進など、相談員の資質の向上にも努めてきているところでございます。

道といたしましては、今後とも、医師会や看護協会などから、相談員研修の内容などに関する御意見を伺うなどして、道民の方々が適切な助言を受けられる相談体制の充実に取り組んでまいりる考えでございます。

次に、道民への普及啓発についてでございますが、小児救急医療体制を維持していく上では、小児救急電話相談事業について、より多くの道民の方々が理解し、その利用拡大を図ることが重要でございます。

このため、道といたしましては、道のホームページやコンビニエンスストアのレシートなどの各種媒体を活用した広報により、さまざまな周知を行いますとともに、市町村が母子健康手帳の交付の際に配付をいたします子育てガイドブックへの記載、さらには、毎年9月の救急医療週間でのリーフレットの配布などを行ってきているところでございます。

今年度は、新たに、街頭の大型ビジョンや市町村の広報誌を活用した周知に取り組むことといたしております。今後とも、市町村や消防機関、医師会などの関係機関と連携を図りながら、小児救急電話相談事業の一層の普及啓発に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険に関し、その制度移行に向けた働きかけについてでございますが、道では、新たな制度への移行に向け、保険料算定の基礎となる納付金の仮算定などを行いますほか、

今後の国保の運営について市町村などと協議を重ね、国保運営方針を策定したところでございます。

制度の移行に当たっては、地域の理解が重要でありますことから、準備を本格化させた平成28年度以降、主なものだけでも、全道各地での会議を35回、全道会議を3回、実務者レベルの打ち合わせ会議を13回、開催してきたところでございます。

また、市町村長と個別に意見交換を行うなどして、地域の実情を把握し、市町村との意思疎通に努めてきたところでございます。

今後、市町村における住民への丁寧な説明や本格的な準備に向け、さらに全道各地で会議を行いますほか、必要に応じ、個別に出向いて説明を行うなど、地域の理解の促進に努め、市町村とともに、円滑な制度移行に向け、万全を期してまいります。

次に、健康づくりの取り組みについてでございますが、道では、新たな国保制度においても、市町村や関係機関と連携し、住民の健康づくりに積極的に取り組むこととしており、このたび決定した国保運営方針では、市町村の取り組みに対する効果的な支援に努めることといたしております。

国におきましては、平成30年度から、客観的な指標で市町村の健康づくりへの取り組みを評価して支援する保険者努力支援制度を本格的に実施することとしており、道としては、この制度の積極的な活用のほか、道の調整交付金につきましても、地域性を考慮した効果的な支援ができるよう検討を進めているところでありまして、今後とも、市町村における健康づくりの取り組みが一層促進されるよう努めてまいります。

最後に、ヘルプマークに関し、事業者の協力についてでございますが、障がい当事者の方々からは、交通機関などの優先席や、多くの方が利用する施設等の多目的トイレ、障がい者用駐車場などの設備が利用しづらいと感じることが少なからずあるという御意見を伺っているところでありまして、こうした設備等を気兼ねなく利用できるよう、施設管理者の意識の醸成も重要であると考えております。

このため、道といたしましては、交通事業者や商業施設の管理者など、道内の事業者に対し、啓発ポスターの掲示や優先席でのヘルプマークの表示、さらには、従業員に対する周知などについて協力いただけるよう、札幌市と連携し、積極的に働きかけを行ってまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 建設部長渡邊直樹君。

○建設部長渡邊直樹君（登壇）建設業における人材確保に関しまして、土木系学科の卒業生への対応についてでございますが、建設産業における担い手の確保が喫緊の課題となる中、基礎的な知識を有する人材を確保することは重要でありますことから、道では、これまで、高校生を対象としたインターンシップや、建設産業の魅力を紹介するセミナーを実施してきたほか、道内各地で開催した、建設業団体や教育機関などで構成する地域建設産業担い手確保・育成推進会議の議論を踏まえ、工業高校等の生徒に加え、保護者を対象とした現場見学会を開催してきたところで

ございます。

こうした取り組みとあわせ、工事現場における測量、施工の体験学習会や出前講座の実施などを通じ、建設産業の役割、魅力への理解をより深めることで、土木系学科の卒業生の入職が一層促進されるよう取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）阿知良議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、建設業における人材確保に関し、土木に関する学科における人材の育成についてでございますが、道教委では、現在、道立の工業高校の9校に、土木科、環境土木科、建設科、建築・土木科を、また、農業高校の2校に農業土木工学科を設置し、建設業にかかわる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育成してきており、また、各学校においては、地域の建設業協会と連携して、2級土木施工管理技士などの資格取得に取り組むほか、大学と連携した水質浄化システムの開発や、関係機関と連携した暗渠排水などに関する共同研究など、実践的な知識、技術を習得させる指導の充実を図ってきたところでございます。

道教委といたしましては、社会基盤の整備や防災、環境保全などの大切さを理解した人材を育成することは重要であると考えており、今後におきましても、大学、地域の企業等との連携を一層深め、社会の変化や産業の動向を踏まえた教育活動を推進するなどいたしまして、地域を支え、産業を担う人材の育成に取り組んでまいる考えでございます。

次に、プログラミング教育に関し、まず、小学校における教育の内容等についてでございますが、小学校においては、新学習指導要領が全面実施となる平成32年度から、児童がプログラミングを体験しながら、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身につけるための学習活動を行うこととなっております。例えば、算数において、コンピューターを活用して正多角形の作図をするプログラミングを体験する学習や、理科において、発光ダイオードの点灯を制御するプログラミングを体験する学習など、各教科等の特質に応じた学習活動に計画的に取り組むこととなっております。

最後に、プログラミング教育への対応についてでございますが、道教委では、これまでも、学校教育に新たな学習内容が導入される場合には、市町村教育委員会や学校が、その趣旨や指導方法等について理解を深め、適切に対応することができるよう周知を図るとともに、教員研修を充実させるなど、教育環境の整備に努めてきたところでございます。

国では、プログラミング教育の実施に向けて、今年度中に、指導者への支援策などを盛り込んだ指針の策定や、現場のニーズに応じたデジタル教材の開発などに取り組むことといたしており、こうした国の動向を注視しつつ、道教委といたしましては、今後、年内に策定する、北海道における教育の情報化推進指針に、プログラミング教育の意義や、ICT活用のための環境整備の必要性等を位置づけ、市町村教育委員会に対してその周知を図るとともに、国が作成する教材等を活用した指導のあり方に関する教員研修を実施するほか、各小学校において校内研修が実施

されるよう指導助言するなどいたしまして、市町村教育委員会や学校の取り組みを支援してまい
る考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 阿知良寛美君の質問は終了いたしました。

吉田祐樹君。

○48番吉田祐樹君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、質問をさせていただきます。

国では、ことし6月に策定した未来投資戦略2017において、I o T、ビッグデータ、A I、ロ
ボット等の第4次産業革命の先端技術をあらゆる産業や社会生活で導入し、さまざまな課題を解
決するS o c i e t y 5.0の実現を目指すこととしたところであります。

これら最先端を行く技術については、近年、頻繁にマスコミで取り上げられ、研究者のみなら
ず、広く一般の注目も集まっており、我々のライフスタイルまでも変え得るものとして期待が大
きくなってきていると認識しております。

特に、先端技術の中でも、A Iについては、近年、ディープラーニングなどの技術の進歩が非
常に目覚ましく、チェスや囲碁の世界では、名人と言われる人を破るまでになっているほか、I
BM社のワトソンが、コールセンター業務の応答支援や金融機関の業務効率化など、さまざまな
分野で活用されている状況にあり、第3次A Iブームが到来したとも言われております。

国内外の大学、大手企業を中心に、ものづくりや交通、福祉、医療など、あらゆる分野で、A
Iの実用化に向け、熾烈な研究開発競争が進められていると承知しておりますが、道内におい
て、大学や企業における研究の開発状況はどうなっているのか、まず伺います。

本道においては、人口減少、高齢化が全国に比べて急速に進行するとともに、グローバル化の
さらなる進展が、地域経済や社会にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されております。

こうした課題の解決に向けて貢献すると期待できるA I等の先端技術を、道内の幅広い分野に
積極的に導入していくことが必要と考えます。

道では、A I等、先端技術の活用に向け、研究開発等の状況を踏まえ、今後、どのように取り
組む考えか、伺います。

次に、北海道I T利活用推進プランについてであります。

道では、現在、平成26年度に策定した北海道I T利活用推進プランに基づき取り組みを進めて
おりますが、今年度がこのプランの最終年度となっております。

昨今の情報通信技術の進歩と、それに伴う経済社会への影響の大きさを考えたとき、次期計画
の策定は、今後の北海道の経済のあり方や道行政の推進にも大きな影響を及ぼすことになる考
えます。

国では、昨年12月に、I T化の進展とともに蓄積が進んできた、行政機関や民間の膨大なデー
タについて、適切なルールのもとでの積極的な利用を促すことによって、効率的、効果的な行政
推進はもとより、自立的で個性豊かな地域社会の形成や新事業の創出、国際競争力の強化などに
つなげようとする、官民データ活用推進基本法が成立しました。

道が、今後、改定作業を進めていく次期計画は、この法律で策定を義務づけている官民データ活用推進計画として位置づける方向で検討を行っていくと伺っておりますが、道は、どのような基本的な視点で改定を進めようとしているのか、伺います。

道庁が日ごろから取り組んでいる業務の実施過程で生み出される情報も、個人情報に配慮しつつ、組織的、電子的に分類、整理し、取り出しやすい形で保管しておけば、今後の道の施策検討に役立つばかりではなく、市町村や企業の経営戦略の立案にも有益な情報が少なくないと考えます。

現行の推進プランでも、公共データの民間開放の推進を掲げておりますが、現在のところ、道のホームページでの限定的な取り組みにとどまっております。

オープンデータに対する道の取り組みについて、今回改定するIT利活用推進プランにどのように盛り込み、推進を図っていく考えか、伺います。

今後とも急速な進展が見込まれる情報通信技術——ICTを、道行政の効率化、本道経済の活性化に着実に結びつけていくためには、道や道内の各自治体においても、情報通信技術に精通した専門人材の確保が重要であるほか、オープンデータに携わる職員や、オープンデータ化された情報に2次加工を行い、分析検証などに活用する職員の育成に取り組むことは、客観的データに基づく施策展開を図っていく上で重要と考えます。

道は、新たな推進プランの中で、ICT人材の育成確保について、どのように位置づけ、推進する考えか、伺います。

平成25年にマイナンバー制度が導入され、個人番号カードの交付が進められておりますが、この制度の導入に合わせて、登記済みの全ての法人についてもマイナンバーが付与されることとなりました。

この法人番号をさまざまな行政手続の際に記入するよう、ルールを全庁的に統一し、オープンデータ化を進めれば、今後、庁内横断的に企業情報を検索し、条件に該当する企業を絞り込むことが容易になるなど、行政の効率化に結びつく、さまざまな可能性が開けてくると考えます。

道は、法人番号をこのたびの推進プランの中でどう活用していくお考えか、伺います。

現在、道では、北海道グローバル戦略の策定に向けた作業を進めていますが、その素案イメージでは、世界に売り込むという視点に立ち、北海道の魅力や強みを生かした海外展開という方向性が打ち出されています。

人口減少などによる国内マーケットの縮小を踏まえ、企業の海外志向が高まる中、道としても、海外の成長力を積極的に取り込んでいく視点はますます重要になってくると考えます。

特に、ASEAN地域を初めとする海外における消費市場の拡大を踏まえ、日本の飲食店が増加するなど、道内企業が海外で活躍できる可能性が広がってきております。

道内企業の海外進出の現状について、ジェトロと共同で調査を行ったと聞いておりますが、どのような結果となり、どういった傾向が出ているのか、まず伺います。

企業の海外進出には時間と労力が必要であり、さまざまな理由で撤退を余儀なくされた事例も

あるなど、進出のハードルが高いのが実情であります。

特に、道内企業は小規模な企業が多く、こうした企業が積極的に海外に挑戦するためには、行政を初めとする関係機関のサポートが重要になってくると考えます。

今後、道内企業の海外進出を促進するために、道はどのように取り組んでいくのか、知事の考えを伺います。

次に、道産水産物の輸出について伺います。

道では、平成28年2月に策定した北海道食の輸出拡大戦略において、平成30年に道産食品輸出額1000億円を達成することを目標としており、そのうち、水産物、水産加工品については750億円の目標を掲げ、取り組んでいるものと承知しております。

平成28年の水産物、水産加工品の輸出額は、主要品目であるホタテガイが、平成26年度にオホーツク海域を襲った大型低気圧や、昨年の噴火湾での台風被害により減産したことなどが影響し、586億円と、平成27年から15%減少したところではありますが、平成29年1月から6月の上期においては、ホタテガイが若干持ち直したことや、ナマコ、ヒラメ、カレイ類などの増加もあり、平成28年上期を、7%、15億円上回ったと承知しているものの、先日の台風18号の影響なども懸念されているところでもあります。

来年の輸出目標の達成のためには、目標額の4分の3を占める水産物が果たす役割は非常に大きく、輸出額の約6割を占める主要な輸出品目であるホタテガイの生産回復に向けた取り組みはもちろんのこと、輸出品目の多様化など、輸出拡大に向けた取り組みが大変重要であると考えます。

輸出目標の達成に向け、今後、どのように取り組んでいくのか、見解を伺います。

次に、国内における道産水産物の消費拡大について伺います。

近年の水揚げの動向を見ると、全道の水産物の水揚げが減少する中、ブリ、サバ、イワシなどの漁獲がふえており、こうした魚種を新たな資源として有効に活用していくことが大変重要と考えているところでもあります。

しかしながら、イワシについては、水揚げが増加しているものの、大半がミールに処理されているとも聞いており、また、ブリなどは、これまで、北海道において漁獲量が少なく、なじみが薄いなどの理由から、消費は進んでいない状況にあり、産地価格も全国に比べて安価で取引されていると聞いているところでもあります。

こうした状況を踏まえ、このような魚種について、生鮮向けなど、消費者ニーズに対応した付加価値の向上を図るとともに、消費者へ積極的にPRを行うなど、販売を促進する取り組みが必要と考えますが、消費拡大に向け、どう取り組んでいくお考えか、見解を伺います。

次に、新たな公会計制度について伺います。

厳しい財政状況の一方で、喫緊の課題である人口減少問題など、さまざまな道政上の課題に着実に対応していくためには、限られた行財政資源をいかに効率的かつ有効に活用するかという視点が今後より一層重要となるところでもあります。

民間企業の経営では、会計情報である財務諸表などを分析して、みずからの現状を理解し、それを基礎資料として内部管理を行い、新たな経営戦略を立てるなどしていますが、今後の自治体経営においても、こうした視点は欠かせないものと私は考えます。

そのような視点から、私は、道財政の見える化、公会計の導入について、これまで知事に伺ってきたところでありますが、平成27年1月、総務大臣が、統一的な基準による財務書類等を平成29年度までに作成するよう、全ての地方自治体に要請し、道は、これを受けて、現在、取り組みを進めているところと承知しております。

また、知事は、さきの我が会派の代表質問に対し、「新たな地方公会計の導入に伴い、道債残高などストックの状況を踏まえた財務体質の改善にも留意する」と答弁されており、新たな公会計の導入は、今後の道の財政運営の重要な基盤の一つとなってくるものと受けとめております。

そこで、新たな公会計制度の導入について、以下伺ってまいります。

道は、総務大臣からの要請を受けて、平成29年度中に、統一的な基準による財務書類等を作成、公表するというスケジュールを既に明らかにしております。

今年度も残り6カ月となったわけではありますが、特に、総務省が自治体に導入を求めている統一的な基準では、固定資産台帳の整備が必須となっているところでもあります。

膨大な資産を抱える道においては、その規模は相当なボリュームになるものと考えられますが、固定資産台帳の整備状況を含めて、これまでの進捗状況と、財務書類等は今年度のいつごろをめどに公表を行おうと考えているのか、具体的な時期についてもあわせて伺います。

新たな公会計の導入に当たっては、単に、財務書類等の作成、公表にとどまることなく、それをいかに活用するかが極めて重要な要素となります。

総務省においても、事業別、施設別のストックやコストの情報を明らかにするセグメント分析に基づく政策評価、未収債権の徴収体制の強化など、適切な資産管理、あるいは民間ノウハウの提案募集など、さまざまな事例を示し、その活用を促しているものと承知しております。

道においても、昨年3月に策定した行財政運営方針において、統一的な基準による地方公会計によるコスト情報の活用、あるいは道業務への民間ノウハウの活用の推進といった方向性を掲げ、新たな地方公会計から得られる情報をさまざまな業務改革に活用していくこととしておりますが、こうした取り組みをしっかりと推進していくことが、効果的かつ効率的な行財政運営に資するものと考えます。

今年度中の財務書類等の作成、公表を踏まえ、今後、政策評価などへの活用を具体的にどのように進めようと考えているのか、伺います。

最後に、道の人事行政について伺います。

現在の就職環境は空前的売り手市場となっている中で、民間では、採用確保のため、さまざまな取り組みを行っております。

道職員の採用状況についても、受験者数は確保しているものの、辞退率がふえていることなどから、人材確保策により一層力を入れていくことが求められていると考えます。

そういった状況の中、道職員の仕事の魅力や、やりがいをPRしていくために、道ではインターンシップを実施しており、今年度も189名を受け入れる予定と承知しております。

しかしながら、必ずしも採用には結びついていない現状のようであります。

今後、厳しい採用環境に向けて、インターンシップを有効に活用していくべきと考えますが、見解を伺います。

現在、国では、公務員の定年を65歳まで引き上げる検討に入っていると認識しております。

道では、退職者の動向に合わせて新規採用者を確保しているものと承知しておりますが、もし仮に65歳まで引き上げるとなれば、採用者数など、道の人事施策にも大きな影響があると思われるます。

公務員の定年を65歳まで引き上げた場合、道の人事施策にどのような影響が出ると想定し、それに対して、どのように対処していくお考えなのかを伺い、私の質問を終わります。（拍手）
（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）吉田祐樹議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、AI等の先端技術の活用に向けた取り組みについてであります。道では、本年度、地域産業の生産性の向上などを図るため、地域産学官AI/IoT実証モデル委託事業として、水産業における漁場や漁獲を予測するシステムの研究開発の取り組みを支援するとともに、年内には、産学官の関係者に対し、AIの国内外の活用事例などを紹介するセミナーを開催することとしているところであります。

道といたしましては、今後とも、大学や企業等の研究開発を促進するとともに、道総研や地域の産業支援機関と連携しながら、普及啓発、技術指導を行うなど、AIやIoTなどの未来につながる先端技術が、幅広く中小企業などにも利用されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、IT利活用推進プランの見直しに関する基本的な視点についてであります。近年のスマートフォンの急速な普及や、IoT、ビッグデータ、AIなどといったIT技術の著しい進展により、道民生活や行政を取り巻くIT環境が大きく変化してきており、暮らしにおける安全、安心の確保を初め、産業の活性化や地域振興を図るためには、こうしたITの利活用を積極的に進めていくことが極めて重要と考えるところであります。

道では、これまでも、推進計画を策定し、本道における情報化の取り組みを進めてきたところでありますが、官民データ活用推進基本法の施行により、都道府県において、オープンデータの推進などに向けた新たな計画の策定が義務づけられたところであり、こうした動きも踏まえ、さまざまな分野におけるITの利活用をより一層広げていくための新たな情報化計画を、年度内をめぐりに策定してまいりたいと考えております。

次に、道内企業の海外進出の促進についてであります。現地の経済情勢を把握し、特有の規制や商習慣などに的確に対応していくためには、現地の政府、関係機関の協力を得て取り組むことが重要であります。

このため、本年、友好提携を締結したハワイ州との人脈を活用し、関係者を本道に招いたセミナーを開催したほか、ベトナム政府との間で、投資促進に関する覚書を締結するなど、道内企業への支援体制を整えてきているところであります。

さらに、来月5日から、アジアの24地域の貿易振興機関による国際会議が洞爺湖地域で開催されることから、道内の経済界や関係団体とともに、こうした機関のトップとの人脈づくりを進めるなどして、企業の海外進出を支援し、拡大する海外の需要を確実に取り込んでまいりたいと考えております。

次に、道産水産物の輸出についてであります。道では、主要な水産物であるホタテの早期の生産回復と安定を図るため、災害に強い漁場づくりや養殖技術の改良を進めているところであります。

また、近年、水揚げが増大傾向にあるブリやイワシのほか、アキサケ加工品などについて、主に東南アジアを対象に、量販店でのPR、飲食店向けのメニュー提案を行うなど、輸出国や品目の拡大に取り組んでいるところであります。

今後も、道産水産物の、天然、高鮮度といった優位性をアピールし、東南アジアなどへの取り組みに加え、日EU・EPA交渉の大枠合意を踏まえ、漁業団体と連携し、EUにおける消費者の嗜好や流通ルートの把握のほか、PRに努めるなど、ホタテを初め、水産物の一層の輸出拡大に取り組んでまいります。

最後に、新たな公会計制度に関し、財務書類等の整備状況などについてであります。道では、これまで、新たな公会計制度の導入に必要なシステムの整備を行うとともに、庁内にプロジェクトチームを設置し、財務書類等の作成に向けた具体的な工程や課題の整理を行ってきたところであり、現在、そうした結果を踏まえながら、昨年度決算に基づく財務諸表等の整備を進めているところであります。

特に、固定資産台帳については、庁舎や学校等の事業用資産のほか、道路、河川などのインフラ資産を含め、膨大な道有資産の全てを対象に作成する必要がありますことから、計画的な整備を進めてきているところであります。

道といたしましては、これらの取り組みを今後も着実に進め、来年の第1回定例会には道議会に御報告を申し上げ、財務書類等を公表することができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）初めに、先端技術の研究開発に関し、道内でのAIに関する研究開発の状況についてであります。本年4月に、はこだて未来大学が、地域産業の振興や生活環境の向上を目指し、未来AI研究センターを設置したほか、北海道大学が、データの高度な活用、分析に向けた教育を進めるため、数理・データサイエンス教育研究センターを設置するな

ど、道内の大学においても、人材育成や先進的な研究開発が進められているところでございます。

また、道内企業においては、これらの大学と連携し、観光情報の検索を容易にする対話ロボットや、寒冷地住宅における給湯、暖房のエネルギー利用を最適化するシステム、食肉の画像認識による品質評価方法などの研究開発や事業化の動きが見られているところでございます。

道内の大学や企業等においても、こうした独自のA Iの研究開発が行われ始めており、道といたしましては、本道産業や地域の特性を踏まえて、経済社会のさまざまな分野で実用化を図ることが必要と考えているところでございます。

次に、海外との経済交流に関し、道内企業の海外進出の状況などについてであります。このたびジェトロと道が共同で取りまとめた、道内企業の海外事業展開に関する調査によりますと、平成28年度の道内企業の海外拠点数は、昨年度から19カ所増加し、384カ所となっております。経済成長が続き、北海道の人気が高いアジアへの進出が約8割を占め、飲食業を初め、I T、小売、製造など、多様な業種の進出が進んでいるのが特徴となっているところでございます。

人口減少社会において、本道が持続的な発展を図るためには、本道の強みや魅力を生かした海外との経済交流を推進することが必要であり、拡大する海外の需要を確実に取り込んでいくためにも、食の輸出や外国人観光客の誘致に加え、道内企業の海外進出を一層促進していくことが重要であると認識いたしております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）北海道I T活用推進プランに関し、まず、オープンデータの推進についてであります。国や地方公共団体等有する公共データを2次利用可能なデータ形式で民間開放するオープンデータの推進は、道民生活の利便性を高める新たなサービスや本道経済の活性化につながる新ビジネスの創出の可能性などが期待されるものであり、道では、平成27年にガイドラインを策定し、カタログサイトを運用しているところでございます。

こうした中、国においては、本年5月、官民データ利活用社会の実現に向けた計画を策定し、その中で、地方公共団体のオープンデータを推進するため、今年度中に公開が望まれるデータ内容や形式の提示、民間事業者とのマッチング機能の創設などの支援を行うとの方針が打ち出されたところでございます。

道といたしましては、オープンデータの一層の取り組みを進めることが重要であると考えており、今後も、市町村などとも連携して、国の動向などを見据えながら、次期計画において、オープンデータの活用を重点的な施策の一つに位置づけ、その取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、I C T人材の育成確保についてであります。本道において、人口減少や高齢化が急速に進行する中、直面する課題を的確かつ迅速に捉え、地域の実情に即した施策を推進するために

は、ICT技術の積極的な活用やデータの利活用を図っていくことが極めて重要であり、自治体の職員には、情報の分析、さらには、統計データを読み解くためのICTに係る知識とスキルの習得が求められているところでございます。

このため、次期計画においては、地域の情報化を担う自治体職員の人材育成を重点的な施策の一つに位置づける方向で検討しており、道としては、今後、国や関係団体とも連携を図りながら、自治体の職員がICT技術を活用したデータの分析や施策立案などが進められるよう、ICT人材の育成に取り組んでまいりたいと考えてございます。

最後に、法人番号の活用についてでございますが、法人番号は、マイナンバー法に基づき、登記を行った法人や国の機関、地方公共団体などに付与される個別の番号であり、個人に付与されるマイナンバーとは異なり、広く一般に公表され、自由に利用することができるとされているものであります。

現在、国においては、法人番号による検索や情報収集を容易にし、公開情報の利用価値を高めることを目的として、補助金の交付や契約の情報、さらには、許認可、届け出などに関する法人情報を公開する際には法人番号を併記する取り組みを進めているところであります。

道としても、行政手続の効率性、透明性を高めるなどといったマイナンバー法の趣旨や、庁内で法人情報の共有を図るといった観点から、次期計画において、法人番号の活用の推進は重要な施策として進めるべきものと考えており、今後、その方策などについても検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 水産林務部長幡宮輝雄君。

○水産林務部長幡宮輝雄君（登壇）道産水産物に関し、消費拡大に向けた取り組みについてでございますが、近年、本道での水揚げが増加傾向にあるブリ、サバ、イワシは、全国と比べて、道内での産地価格が低く、消費も少ない状況にあり、付加価値向上や消費拡大を進めることが必要と考えております。

このため、道では、こうした魚種について、市町村や漁協などが取り組む、知名度の向上に向けたブランド化や加工品の開発、都市部の量販店での販売促進などに支援を行っております。

今後、道としては、これらの取り組みに加え、生産者みずからが魚の特色や調理法などを消費者へ直接PRする取り組みを促進するほか、道総研と連携し、サバ、イワシの冷凍技術やブリの加工製品の開発を進めるなど、付加価値向上と消費拡大を図ってまいりたいと考えてあります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇）新たな公会計制度に関しまして、財務書類等の活用についてでございますけれども、統一的な基準による地方公会計の整備によりまして、政策評価における、コストやストックの情報の活用とか、公表されたコスト情報等に基づく民間提案などが期待されるところでございます。

このため、来年に予定している財務書類等の公表にあわせまして、公の施設の管理、未収金の回収業務などへの民間参入や民間提案の促進を図るため、固定資産台帳や、財務4表の作成の基礎となった情報等を活用したコスト情報等の公開について、検討を進めてまいる考えでございます。

また、政策評価における活用に向けましては、新たに、事業別や施設別の財務書類等の作成が必要となりますことから、対象事業等の選定について、庁内のプロジェクトチームにおいて検討を進めているところでございまして、その方向性を年度内に取りまとめてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部職員監梅田禎氏君。

○総務部職員監梅田禎氏君（登壇）人事行政に関し、道庁でのインターンシップについてであります。インターンシップは、大学生や高校生などに、直接実務に携わりながら職業観を身につけていただくとともに、道庁への理解と関心を深めてもらう大変有効な機会であり、道職員採用試験に、より多くの受験者を確保するためにも効果的な取り組みであります。

このため、学生等の受け入れに当たっては、各所属での実務はもとより、道政や道職員の仕事の魅力、各地域とのかかわりなどについて積極的に説明する機会を設けているところであります。

道といたしましては、インターンシップが、道職員を目指す優秀な人材の確保につながるよう、道内外の大学等に募集を周知し、より多くの学生の受け入れに努めるとともに、参加を希望する学生のニーズに沿うよう、道庁組織全体を活用した研修プログラムを工夫しながら、さまざまな現場体験や先輩職員との意見交換の機会を拡大するなど、インターンシップの一層の充実を図ってまいります。

次に、公務員の定年についてであります。地方公務員法では、国家公務員の定年を基準として、条例で定めるものとされており、道においても、条例により、国と同様に60歳を定年としているところであります。

本年6月、国では、高齢者の就業促進等の観点から、公務員の定年引き上げについて、関係省庁による検討会を設置し、具体的な検討を始められたと承知しております。

仮に、定年が引き上げられる場合には、若年労働力人口の減少が続く中で、高齢期職員の能力と経験を一層活用できる一方で、在職期間が延びることに伴う新規採用者数の確保など、職員定数の管理方法や、若手職員の人材登用の機会といった、組織活力を維持するための方策、さらには人件費のあり方など、さまざまな検討すべき課題があると考えられますことから、道といたしましては、今後とも、国の検討状況を注視しながら、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 吉田祐樹君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後 1 時 開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

松山丈史君。

○37番松山丈史君（登壇・拍手）（発言する者あり）質問に先立ち、「道みんなの日」制定への道筋をつけてくださるなど、多年にわたり道政に係る議論に御尽力された釣部勲議員の御逝去に対し、心から哀悼の意を表します。

では、順次質問してまいります。

まずは、危機対策についてです。

道は、平成24年3月にバックアップ拠点構想を発表し、その後、国への働きかけを精力的に行っていたと承知しておりますが、このところ、この言葉をぱったりと耳にしなくなったため、その後、構想が頓挫したのかどうか、調べてみたところ、平成27年3月に策定した北海道強靱化計画に、その理念がそっと引き継がれているということがわかりました。

北海道強靱化計画は、いわゆる平時の論理による北海道の強靱化が中心であるという印象でありましたが、バックアップ拠点構想を発表してから、これまでの間、国の機能の分散化や多重化といった、いわゆる非常時の論理に基づいて整備されたものは具体的にどのようなものがあったのか、また、これから、どのようなものが整備されていく予定なのか、知事の所見をお伺いいたします。

続いて、新しい元号への対応について伺います。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法を受け、平成にかわる新元号が来年夏にも公表される見通しです。

政府は、当初、退位の期日に加え、改元の期日を今月に決定して公表する方向とのことでしたが、あすにでも解散されると言われている衆議院の総選挙後の11月以降に先送りするとの報道がありました。

そこでまず、今月に公表かと言われていた天皇陛下の退位と改元の期日について、国からどのような情報を得ているのか、お伺いいたします。

ところで、報道等によりますと、来年12月末に、天皇陛下の退位と皇太子殿下の新天皇即位を実現させた上、翌西暦2019年元旦に改元する日程や、再来年、すなわち西暦2019年3月末に、退位と新天皇即位、同4月1日に改元とする案もあると聞いております。

いずれにしましても、改元により、道の文書などにも当然影響が出てきます。

現在、平成48年までなどとしている文書もたくさん存在し、各例規についても、至るところで変更しなければならなくなると思います。

現時点で、どのような対応を、どこの部署で検討しているのか、所見をお伺いいたします。

また、電子データの変更、システムの変更なども生じてきますが、これについては、昭和から

平成に改元されたときとは、社会における情報通信の状況が全く異なり、歴史上、初めて直面することとなります。

例えば、ふだん普通に使っているエクセルなどでも、数字を入力すると自動的に平成何年何月何日と変換されることなど、素人判断でもいろいろと思いつきますが、これらの情報通信機器などへの対応についても、所見をお伺いいたします。

法務省は、皇太子殿下の天皇即位及び新元号の制定に当たり、恩赦を検討していると報道されております。

恩赦は刑事罰に対してなされるものですが、職員の懲戒や各許認可など知事の行政処分に対する処分の取り消し、免除などは過去に例があるのか、ない場合、法的に可能と考えるのか、可能な場合、このたびの恩赦に倣い、それを検討する用意があるのか、お伺いをいたします。

以上、さまざまな面で道政にも少なからず影響があると考えますが、新元号の制定に伴い、臨時的に支出する額はどの程度と見込まれるのか、知事の所見をお伺いいたします。

さて、昆虫食についてです。

世界は、爆発的な人口増加を続けており、破滅的な食料難を迎えることが予想されております。この危機意識のもと、平成25年第3回定例会の一般質問などにおいて、私は、昆虫食の有用性について質問をいたしました。

現在でも、世界の人口の3分の1ほどが日常的に昆虫を食べているということは、もはや周知の事実となっております。

今回は、少し深掘りした議論を進めたいと存じます。

まずは、外来種についてです。

先日、私は、吉川議員から「F i e l d e r」という雑誌をプレゼントされました。その中で感動した一節がありました。一部要約しながら御紹介をいたします。

特定外来生物の多くは、「食料や農作物を荒らす害獣・害虫の天敵、あるいは日々の充実を担うペットとして人為的に日本へ上陸した動物だが、予想外に自然界で繁殖してしまい、日本の生産力を下げる物体へと変わってしまったために殺すことにしたのだ。」と。途中は省略いたしますが、その後、「あくまで、我々人間は自然環境とともに生きているのだ。少なくとも食べることをやめない限り、その関係性は不変である。ならば今も昔も変わらず、我々とテリトリー争いを続ける野生動植物と誠実に向き合わなければならない。つまりは、旨く食べなきゃもったいない。」と結論づけております。

全くもったもな意見だと思いました。

同様に、この考え方は、道の生物多様性条例に定義される外来種にも並行的に捉えることができます。

そこでお聞きいたします。

道内に生息する外来種の昆虫または昆虫に類似する虫について、駆除の対象となるものはどの程度分類されているのか、伺うとともに、それらの食材としての可能性について、所見をお伺い

いたします。

ところで、2062年には世界の人口が100億人を超えると推計されております。先ほど申し上げたとおり、世界は食料難に陥ります。それは何を意味するのでしょうか。炭水化物だけではなく、たんぱく質についても食料需要はふえるということです。

例えば、今後10年間で、アジアの牛肉消費量は44%増大するというデータもあります。とすると、それに伴い、畜産や養殖漁業などにおいても、その飼料が確実に増加することは目に見えています。そこで、注目されているのが昆虫です。

ふだん害虫とされているような昆虫などを増産する工場をつくることも一案です。昆虫は、栄養価が非常に高いことが知られていますが、その生産についても、環境に非常に優しいことも重要なポイントです。

昆虫は、冷血生物であることから、体温を保つために飼料からのエネルギーを使用する必要はなく、平均すると、ほんの2キログラムの飼料で1キログラムの昆虫を生産することができますが、他方、子牛については、8キログラムの餌で1キログラムの牛肉しか生産することができないそうです。

さらに、昆虫は、環境を汚染するメタン、アンモニア、地球を温暖化する温室効果ガスやふん尿の排出がごく少量にとどまることも特筆すべきことであります。

今後、家畜飼料として、また、魚などの養殖に用いる餌として、道は本腰を入れて推進していくべきと考えますが、知事の所見を伺います。

さて、昆虫は、諸外国では日常的に食べられていることは先ほども申し上げました。

8月に、日越友好北海道議会議員連盟の一員としてベトナムを訪問しましたが、現地の関係者の御招待で昼食会に参加しました。知事も御一緒でした。そこでは、素晴らしいおもてなしをしていただき、大変おいしい現地の料理を食べさせていただきました。その中に、スジホシムシという高級食材が含まれておりましたが、同行の同僚議員一同、これはおいしいと、うなるものでありました。

また、昨今は、昆虫食の有用性に気づいたヨーロッパでも、徐々に普及が進んでいると言われております。

そこで、端的に、道内の昆虫食材を厳選し、安心、安全な道産食材として輸出すれば、道産食品輸出1000億円プロジェクトの達成に近づけるのではないのでしょうか。

しかし、ここでは、幾つかの越えなければならないハードルがあるのかもしれませんが。例えば検疫です。

動物検疫の現状と、今後の昆虫食の輸出の可能性についてお伺いをいたします。

次に、医療・健康課題について伺います。

初めに、脳脊髄液減少症についてです。

脳脊髄液減少症とは、交通事故やスポーツなどによる外傷など、身体への強い衝撃により頸部などが損傷し、脳脊髄液が慢性的に漏れることにより、頭痛、目まい、吐き気、倦怠感など、多

種多様な症状が複合的に出現する病気であり、国においても、平成19年度から現在に至るまで、原因の究明、診断基準や治療方法の研究が継続されております。

この疾病に関しては、昨年4月から、脳脊髄液漏出症といった一部の症状に対するブラッドパッチ療法という治療法が保険適用になっておりますが、小児の例を含め、脳脊髄液減少症の大半がまだ保険適用となっておりません。保険が適用できない場合の患者の経済的負担は大きく、必要な検査や治療を受けることが困難な状況にあります。

道として、保険適用について国に対して強く要請するとともに、患者や家族へ支援策をしっかりと講ずるべきと考えますが、所見を伺います。

次に、起立性調節障がいについてです。

起立性調節障がいとは、立ちくらみ、失神、朝起き不良、倦怠感、動悸、頭痛などの症状を伴い、思春期に発生しやすい自律神経機能不全の一つですが、先ほど触れた脳脊髄液減少症と類似した症状です。

患者は、軽症な例を含めると、小学生の約5%、中学生の約10%と言われておりますが、重症化すると、長期に及ぶ不登校状態や引きこもりを起こし、学校生活、高校受験、大学受験も含め、その後の社会復帰に大きな支障となるとのことであります。

しかし、保護者の多くは、子どもの症状を、怠け癖や、ゲーム、スマホのいじり過ぎが原因だと考えて叱責したり、朝に無理やり起こそうとすることが少なくありません。

起立性調節障がいは、身体疾患であり、根性や気持ちの持ちようだけでは治らないとの認識を、本人や保護者はもちろん、社会、学校現場でも共有することが重要です。

道として、起立性調節障がいへの理解の促進に取り組むべきと考えますが、知事の所見を伺うとともに、学校現場での理解と対策はどのようになっているのか、教育長の所見を伺います。

最後に、教育課題について、数点質問いたします。

2020年度から、小学5、6年生における英語の教科化が実施されます。低年齢における言語の習得は、定着という面で効果がある一方、これまで外国語活動であったものが教科化されることで、より教員の質の向上が求められます。

また、小学校の教員の教材研究や授業準備に要する時間は、先般公表された実態調査の結果において、平成20年に比べて大きく増加していることがわかります。

これらの点に鑑みますと、小学校における英語専科教員の積極的な配置は喫緊の課題であると考えますが、教育長の所見を伺います。

先月末に発表された平成29年度全国学力・学習状況調査の結果によると、平均正答率が全国との比較で縮まったとか広がったということがクローズアップされますが、よくよく分析してみますと、いろいろなことが浮き上がってまいりました。

例えば、国語の宿題を与えた学校の割合は、全国と比べて、小学校で5.4ポイント低く、中学校で7ポイント低いということになっております。

しかし、国語の授業の内容がよくわかる児童生徒の割合は、全国と比べて、小学校で同じ、中

学校で2.0ポイント高いことがわかります。

また、算数、数学については、宿題に関しては、小学校で4.4ポイント低く、中学校では0.8ポイント低いのですが、授業の内容がよくわかる児童生徒の割合は、小学校で2.7ポイント低く、中学校では0.5ポイント低くなってしまっています。

この数字から読み取れることは、宿題を与えたから、それによって授業がよくわかるようになっているということではなく、むしろ、中学校の数学のように、宿題を多く与えたほうが全国よりも下回っているという現実がわかるのです。この現実について、まず所見を伺います。

また、全国平均点を下回っているという話をよく聞きますが、小学校の平均点の差よりも、中学校の平均点の差が縮まっており、これを一次直線でグラフ化すると、調査をしていない高校では、全国を上回り、逆転することが予想されます。

とすると、むしろ、小学校や中学校の伸び伸びとした学校生活が、その後の学力向上に役立っていると分析することもでき、道産子として誇らしく思うものであります。この分析についての教育長の所見を伺います。

新学習指導要領が平成23年度から施行されて以来、これまでに、法教育は、教育関係者や士業団体の連携のもと、徐々に学校現場で広がりを見せつつあります。

これまで、道内でも、幾つかの連携した実績が報告されておりますが、私は、キャリア教育との関連をより深め、特に高校の職業科などで、卒業後すぐに直面する法的行政手続などについて学び、即戦力を磨くことが重要と考えます。

キャリア教育と法教育の連携について、どのように取り組むのか、教育長の所見を伺います。

最後に、いじめ防止基本方針についてお伺いをいたします。

いじめの防止等に関する条例の制定から3年を経過いたしました。条例では、施行の日から起算して3年を目途に、必要な措置を講ずるものとされており、今年度中に、いじめ防止基本方針が改定されるものと承知をしております。

いじめの芽は、どの子どもにも生じ得るものであり、その芽を早期に発見し、対処することが重要であることは言うまでもありません。

私は、平成24年第3回定例会の予算特別委員会において、こうした早期の段階では、メディエーションの手法によることが効果的だと指摘しましたが、その後、道内の学校で、いじめの早期発見、解決に対して、どのような対応がなされたのか、今後、どのように取り組んでいくのか、教育長の所見をお伺いいたします。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）松山議員の御質問にお答えをいたします。

起立性調節障がいについてであります。この病気は、自律神経機能の不調により、立ちくらみ、失神などの症状が出るもので、重症の場合、不登校や引きこもりなど、日常生活に支障が生ずることもあるものであります。

道では、原因を特定できずに、生活に支障が生じている方々のために、各保健所に相談窓口を設け、生活と心身の両面から対応できる医療機関の紹介などを行っているところであり、不登校などの問題を抱えた御家庭に対して、市町村や養護教諭等の関係者と連携しながら、個別訪問を実施するなど、必要な支援を行っているところであります。

道といたしましては、引き続き、起立性調節障がいを始め、さまざまな症状に悩む方々に、きめ細やかな支援を行うとともに、今後、広く道民の皆様方に対して普及啓発を図り、この病気に対する理解の促進に努めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）最初に、危機対策に関し、バックアップ拠点の機能などについてであります。首都直下地震や南海トラフ地震の発生時に大きな被害が想定される首都圏から遠く、広大な面積や豊富な資源を有する北海道は、国全体のバックアップ機能を担う上で最適な地域と考えており、そのためにも、本道の強靱化を進めることが重要であると認識しております。

こうしたことから、強靱化計画において、本道への本社機能の移転や、生産拠点の移転、立地の促進、食料生産基盤の整備、再生可能エネルギーの導入拡大など、関連する施策を推進しているところであり、リスク分散のため、本道に移転、立地した企業は53件となったほか、食料自給率なども安定的に推移しているところでございます。

今後においても、分散型国土の機能維持に向け、新幹線や高規格道路の整備などについて、国への提案要望を含め、必要な財源の確保に努め、本道のバックアップ機能の強化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新元号への対応に関して、天皇陛下の御退位等についてであります。先般成立した皇室典範特例法や元号法に基づき、皇室会議の意見を聞くなど、所要の経路を経て、閣議において政令を定め、公表されるものと考えておりますが、現時点で、天皇陛下の御退位や改元の期日に関して国からの情報は得ておりません。

次に、情報通信機器等への対応についてであります。情報システム、パソコンなどの情報通信機器は、円滑な業務の遂行の手段や、住民へのさまざまな行政サービスを支える基盤として、欠かすことのできない重要な役割を担っております。

こうした中、現在の情報通信機器などは、その機能やデータに元号を使用しているものも数多く存在していることから、改元の際には、情報システムのプログラムの改修や、パソコンのソフトウェアの更新などといった対応が必要になるものと認識をしております。

道といたしましては、今後、改元に係る国の動向やIT事業者の対応状況なども見据えながら、職員の業務、道民サービスの提供に支障が生じないよう、情報システムの必要な改修等について適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部長中野祐介君。

○総務部長中野祐介君（登壇）新元号への対応に関しまして、まず、改元による行政文書への影響などについてでございますけれども、昭和から平成に元号が改められました際には、条例や規則などの例規について改正を行いますとともに、新元号への対応が適切に行われるよう、本庁及び出先機関に対しまして、一般文書を施行する際の番号の定め方などについて指導文書を発出したところでございます。

現在、平成にかわる新元号につきましては、公表の時期や施行日も明らかにはなっていないところでございまして、文書事務を所管している総務部におきまして、国の動向を注視しているところでございます。

いずれにしましても、改元後も文書事務が適切に行われますよう、国の動向や、元号が平成に改められた際の手続なども踏まえながら、例規の改正や庁内への指導などの対応について検討してまいりたいと考えております。

次に、恩赦への対応についてでございますけれども、公務員等の懲戒免除等に関する法律に基づきまして、国家公務員等の懲戒処分等については、大赦または復権が行われた場合は免除することができるかとされているところでございます。

同法では、地方公務員の懲戒処分等については、条例により免除することができるかとされておりまして、平成元年には、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を制定いたしまして、国家公務員の取り扱いに準じて、懲戒処分等の免除を行ったところであり、その他の行政処分の取り消しについては、法令に基づき対応したところでございます。

今後、国において恩赦が行われた場合にありましては、その内容に留意しながら、適切に対処してまいりたいと考えております。

最後に、新元号の制定に伴う所要額についてでございますけれども、元号が改められる際には、条例などの例規に係る規定の整備とか、情報システムのプログラムの改修など、さまざまな対応が必要になるものと認識しております。

これらの事務的経費やシステム改修費につきましては、通常業務に要する経費との区分が難しいこともございますことから、所要額をお示しすることは困難でございますけれども、いずれにしましても、改元に伴い必要となる経費について、今後精査するなどして、適切に対処してまいり考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）外来種の昆虫等についてであります。道内の外来種のデータベースであります北海道ブルーリストには、道内に定着し、生態系への影響が懸念される種として、セイヨウオオマルハナバチなど69種の昆虫を掲載しており、そのほとんどは駆除の対象と

なっております。

カブトムシ等の一部を除き、ごく小さく、木の葉に潜り込むなど、発見や捕獲が難しい昆虫が多く、生息域の拡大を防ぐため、その場で、殺虫剤を使用し、効率的に駆除するケースが多いことから、食用としての活用は難しいものと考えております。

以上であります。

○議長大谷亨君 農政部長小野塚修一君。

○農政部長小野塚修一君（登壇）昆虫の家畜飼料等への活用についてでございますが、国連食糧農業機関、通称・FAOの調査報告書において、食料や飼料としての昆虫の可能性が示される中、現在、国内では、一部に養殖魚用の飼料として、ミールワームや赤虫などが活用されている状況でございます。

今後、家畜等の飼料としての昆虫の利用を図る上では、飼料安全法に基づく安全性評価や、採算性がある原料昆虫の供給体制の確保が必要となることに加え、消費者の抵抗感など、さまざまな受けとめや、実需者ニーズの問題といった課題がありますことから、道といたしましては、今後とも、国内外における研究や国の対応状況などを注視してまいりる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部食産業振興監田辺利信君。

○経済部食産業振興監田辺利信君（登壇）昆虫食の輸出をめぐる状況についてであります。2013年に発表された国連食糧農業機関の報告書によりますと、東南アジアやアフリカなどの国々が、昆虫を食用とする伝統文化を持っておりますが、食品としての昆虫の国際取引は、中央アフリカ等における国境貿易などの例外を除いて、ほとんど行われておらず、検疫などの規定が不明瞭であると承知しているところでございます。

また、我が国において、現在のところ、昆虫食は、一般的な流通や消費に至っていない、地域の風土食として位置づけられ、道内の企業による参入希望も聞かれないことから、道としては、昆虫食の輸出入に関する国内外の動向や、道内の企業の参入状況を注視してまいりる考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）医療・健康課題に関し、脳脊髄液減少症についてでございますが、道では、脳脊髄液減少症の診断基準や治療法の早期確立、医療保険の適用について、機会あるごとに国に対して要望してきたところであり、平成28年4月に、脳脊髄液が漏れている部位を塞ぐブラッドパッチ療法が保険適用となったところでございます。

道といたしましては、国に対し、いまだ原因が明らかとなっていない脳脊髄液減少症について、保険適用の対象範囲の拡大などを引き続き要望するとともに、保健所における相談対応や患者団体の紹介のほか、道医師会と連携しながら、専門医療機関の情報提供を行うことなどを通じて、患者や家族の方々へのきめ細やかな支援に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇） 松山議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、医療・健康課題に関し、起立性調節障がいについてでございますが、近年、学校においては、アレルギー疾患や感染症など、新たな健康課題が顕在化していることから、国においては、目まいや朝に起きることができないなどの症状を示す起立性調節障がいなど、多様な疾病の特徴、注意点などを記載した健康相談の手引や健康診断マニュアルの作成などを行っており、道教委では、こうした資料を活用し、管理職、養護教諭を対象とした研修会等において、疾病に対する理解や適切な配慮について、説明、周知を図ってきたところでございます。

各学校におきましては、児童生徒一人一人の健康課題について、本人や保護者等からの相談に丁寧に応じるとともに、必要に応じて、病院等との連携を図るなど、きめ細やかに対応いたしてきており、道教委としては、今後においても、起立性調節障がいを含め、健康課題を有する児童生徒への対応が各学校において適切に行われるよう、情報提供を充実するなど、必要な支援に努めてまいり考えるところでございます。

次に、教育課題に関し、まず、小学校における英語教育についてでございますが、道教委では、小学校の教員の指導力と英語力の向上を図るため、国の加配措置を活用し、昨年度から、専科教員が複数の学校を巡回して、模範授業や校内研修、さらには指導体制などへの指導助言を行う巡回指導教員研修事業に取り組むとともに、アルバータ州立大学の教授を招聘し、英語力の向上について中心的な役割を担う教員を対象に、オールイングリッシュで宿泊研修を行う小学校教員英語力アップ夏季集中セミナーを開催しているところでございます。

今後は、こうした取り組みを通じ、小学校の教員の指導力と英語力の向上に努めるとともに、指導体制の一層の充実を図るため、全国都道府県教育委員会連合会と連携し、英語の専科指導の加配措置の拡充について、引き続き、国に対して強く要望してまいり考えるところでございます。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてでございますが、これまで国や道教委が行った分析では、家庭学習の課題を与えている学校の割合と、授業の内容がよくわかると回答した児童生徒の割合との関連については、規則性を一概に判断できないところでございますが、家庭学習と平均正答率のクロス分析等では、家庭学習の課題をよく与えたり、評価や指導をよく行ったりした学校のほうが、教科の平均正答率が高い傾向が見られるところでございます。

道教委といたしましては、子ども一人一人に、社会で自立するために必要な学力を育成するためには、望ましい学習習慣を身につけさせることが大切であると考えており、これまで、各学校が児童生徒の学力や学習状況を理解し、発達の段階を踏まえて、宿題を初めとする家庭学習の指導に組織的に取り組むことができるよう、指導助言に努めてきたところであり、今後も、各学校における家庭学習の取り組みが一層充実するよう、支援を行ってまいり考えるところでございます。

次に、調査結果の分析等についてでございますが、今年度の調査対象である中学3年生が小学6年生だった平成26年度の結果と比較いたしますと、中学校のほうが、全ての教科で全国との差

が縮まっており、各小中学校において、教育内容の接続にも配慮しながら、検証改善サイクルの確立に向けた取り組みを着実に進めてきた結果、一定の成果があらわれてきたところでございますが、高校に関しては、現在、国において、基礎学力の定着度合いを把握する、学びの基礎診断について、検討が行われているところでございます。

道教委といたしましては、各学年段階で学ぶべき内容を確実に身につけさせた上で、前の学校段階での教育が次の段階で生かされるよう、小学校から中学校、中学校から高等学校といった学びの連続性を確保することが大切であると考えており、今後も、各学校段階において、各種調査結果等も活用し、子どもの実態を的確に把握するとともに、教育指導を改善し、教育活動の質の向上を図っていくなど、検証改善サイクルが一層定着するよう、学力向上の取り組みを進めてまいる考えでございます。

次に、職業学科における、法にかかわる教育についてでございますが、高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科の科目の現代社会や政治・経済において、法の意義や役割などについて学ぶほか、職業学科においては、専門教科の学習の中で、例えば、食品の加工や安全、建設施工、売買や賃貸契約などに関する基本的な法規の目的、概要についても学び、職業人として求められる専門的、実践的な能力と態度を育成してきたところでございます。

道教委といたしましては、生徒の社会的、職業的な自立に向けて、必要な資質、能力を育成するキャリア教育の推進に当たっては、こうした法にかかわる教育との関連づけを図ることが重要であると考えており、今後とも、関係機関や身近な法律専門家等との一層の連携を図りながら、効果的な実践事例や、関係機関等が行う出前授業等の情報を学校に提供するなどして、教育内容の充実に努めてまいる考えでございます。

最後に、いじめの早期発見や早期対応についてでございますが、平成26年度に策定した現行の北海道いじめ防止基本方針では、学校が行うべき取り組みとして、積極的ないじめの認知と、いじめを訴えやすい環境を整えることや、児童生徒の人間関係を形成する力の育成などを位置づけており、これまで、各学校において、定期的なアンケート調査や個別の面談を行うなどして、いじめを積極的に認知し、組織的な対応を行うとともに、子ども同士による悩み相談の活動や仲間づくりの演習など、いわゆるピアサポートについての校内研修を実施するなどして、いじめの早期発見、早期対応等に努めてきているところでございます。

道教委では、今後、児童生徒がいじめをより訴えやすいように、アンケート調査を工夫改善することや、教育相談の資質の向上に向けた教員研修用動画の作成、配信などを行うとともに、現在、改定作業を行っている北海道いじめ防止基本方針に、把握した児童生徒のSOSに対する組織的かつ迅速な対応の徹底や、児童生徒同士が自主的にいじめの問題について考え、議論する活動を推進することなどを新たに明記するなどして、学校における、いじめの早期発見、早期対応の取り組みの一層の充実に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 松山丈史君。

○37番松山丈史君（登壇・拍手）（発言する者あり）知事及び教育長に対して答弁を求めましたが、残念ながら、知事からはたった1問についてしかお答えいただけませんでした。

そこで再質問をいたします。

さて、昆虫食について、3点に絞って質問をいたしましたが、どれもこれも、大局的見地に立てない、短期的、中期的な視点だけ、言ってみれば目先のことだけを捉えた答弁ばかりで、まさに木を見て森を見ずであり、とても将来を見据えたものは思えず、残念であります。

外来種の昆虫類の食材としての可能性について所見を伺ったところ、捕獲が難しい昆虫が多く、生息域の拡大を防ぐため、その場で、殺虫剤を使用し、効率的に駆除するケースが多いことから、食用は難しいという、よくわからない論理により全否定されました。

北海道ブルーリストによると、蜂やガなど、昆虫食としては極めて一般的な食材が列挙されています。

例えば、北海道ブルーリストに掲載されているカブトムシの幼虫は私も食べたことがあります。が、土臭くて、おいしいものではないので、食用に適さないということでしたらわかりますが、駆除の対象だから食用には適さないという論理が正しいのだとすれば、エゾシカやウチダザリガニなど、現に、捕獲が難しいにもかかわらず、駆除対象であっても食用にしているものとの整合性はとれません。

この後の笠井議員のジビエについての質問とも大いに関連すると推察しますが、駆除対象にもかかわらず、食用に適するものと適さないものの境目はどこなのか、知事の所見を伺います。

次ですが、家畜飼料への昆虫の活用についてお聞きいたしました。

畜産物の生産コストの中で、飼料費は4割以上を占めますが、配合飼料の価格は、世界的な穀物需要の増加や為替レートの変動などから、値上がりが続いており、今後の人口増により、さらにその傾向が強まることは明らかであります。

人口がふえれば、穀物や肉の消費量がふえます。肉の消費量がふえるということは、それに対する飼料である穀物の需要がさらにふえることとなります。そうすると、人間の食料としての穀物はさらに限られてしまいます。その繰り返しです。今こそ、穀物にかわる安全な飼料の生産振興が求められるタイミングではないでしょうか。

これは、外国に対する貢献でもあり同時に、この北海道の食料安全保障、農業政策に直結する問題でもあることを胆に銘ずるべきです。

北海道の酪農の自給飼料率が40%台にまで落ち込んでいる現状、すなわち、飼料の輸入頼みの現実を直視すべきです。今後の世界的な人口増により、穀物の輸入が厳しくなることは容易に想定できます。なぜ、FAOがこの論点について問題提起したのかを真剣に見詰めるべきであります。

自給飼料率との関係において、今後、昆虫が果たす役割についての所見を再度伺います。

また、先ほどの答弁では、消費者の抵抗感、実需者ニーズの問題といった課題があるとのことでしたが、これは何を意味しているのか、改めて具体的にお聞きいたします。

昆虫食の輸出をめぐる検疫などの状況についてお聞きしましたが、食品としての昆虫の国際取引は、検疫などの規定が不明瞭であるとのことでありました。まさに、そこが安定した輸出にとって狙い目なのではないでしょうか。

現実には、道産食品輸出1000億円というのは、こうした新たな品目に注目していかなければ、達成へのハードルはかなり高いと思われれます。再度、所見を伺います。

以上で私の再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）松山議員の再質問にお答えをいたします。

昆虫食に関し、まず、外来種の昆虫の食用としての適否についてであります。道内で確認されている外来種の昆虫の多くは、生態系への影響を防ぐことを目的に、その生息域の拡大を防ぐため、発見された場所で、速やかに殺虫剤を使用し、駆除を行っているところであります。

昆虫の食用としての適否については、こういった殺虫剤の混入による人体への健康被害などを含め、安全性の観点から判断すべきものと考えているところであります。

次に、家畜飼料への昆虫の活用についてであります。昆虫を飼料として使用していく上では、飼料安全法に基づく安全性評価や、採算性がある原料昆虫の供給体制の確保が必要といったことから、現時点で、実需者においても関心が低く、また、我が国においては、伝統的に昆虫を食材とする地域がある一方で、昆虫によっては、食用や飼料用として利用することに対する抵抗感など、消費者にさまざまな受けとめがあることなどを総合的に勘案しながら、道といたしましては、今後とも、国内外における研究状況などを注視してまいりたいと考えております。

最後に、昆虫食の輸出についてであります。国連の報告書では、昆虫食は、世界的な食料問題への対策の一つとして、有益な食材になり得るとみなされているところでありますが、食品としての昆虫の国際取引はほとんど行われていないものと承知をいたします。

また、現在、道内企業による参入希望は聞かれておりませんが、道といたしましては、今後、昆虫食の輸出入に関する国内外の動向や、道内企業の参入状況を見きわめてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長大谷亨君 松山丈史君の質問は終了いたしました。

笠井龍司君。

○41番笠井龍司君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従い、順次質問してまいります。

地方独立行政法人北海道立総合研究機構、いわゆる道総研について伺います。

道総研では、本道の総合的な研究機関として、道が示す中期目標を達成するため、さまざまな研究開発が進められており、私は、道総研の研究成果について、道民生活の向上や道内の産業の振興に大きな貢献を果たしていただけるものと、今後とも期待しております。

その上で、本年は、平成27年に道が示した5カ年の中期目標期間のちょうど中間年に当たるわけですが、道総研では、この間、目標達成に向け、どのような取り組みを重点的に行って

きているのか、また、知事は、これまでの道総研の取り組みをどのように評価しているのか、伺います。

先週、台風18号が本道に上陸し、大きな被害があったところではありますが、昨年夏に発生した大雨災害においても、道内各地において、住居など道民生活や、農業など地域産業に大きな被害をもたらしたことは記憶に新しく、現在も、依然として復旧作業が完了していない地域も多数見られるわけでもあります。このように、本道を取り巻く環境は刻一刻と変化しております。

道総研は、中期目標の達成のための研究開発のみならず、こういった緊急、突発的な課題に対しても科学的知見から対応することが必要と考えますが、道総研では、どのようにこういった問題に対応しているのか、伺います。

ただいま申し上げましたとおり、本年は、第2期中期目標期間の中間年であり、道においては、今後、平成32年度から始まる第3期中期目標の設定に向けて検討を始めるものと考えられるわけでもあります。

第3期は、道総研設立から10年が経過し、法人組織としても、立ち上がり期から円熟期となるため、道総研の持つポテンシャルを最大限に引き出せるような目標設定が期待されるわけでもありますけれども、知事は、今後の道総研にどのような役割を期待し、第3期中期目標の策定をどのようなお考えで進められるのか、伺います。

次に、宇宙産業の振興について伺います。

7月30日、大樹町に本社を置くインターステラテクノロジズが、同町において小型ロケットの打ち上げ実験を行いました。この打ち上げは、民間企業単独の取り組みとしては我が国で初の、高度100キロメートルの宇宙空間への挑戦ということで、全国的にも大いに注目を浴びたところでもあります。

今回の打ち上げ実験では、残念ながら、宇宙空間には達しなかったのでありますが、同社では、今後とも、さらに打ち上げ実験を行う方針を示しております。

まず、道として、今回の打ち上げをどのように受けとめているのか、伺います。

インターステラテクノロジズのロケットは、主に、企業等の小型人工衛星の打ち上げをビジネス目的としていると伺っております。

一方、国では、宇宙産業の市場規模を2030年代に倍増させることを目標とした宇宙産業ビジョン2030を5月に策定しており、この中で、こうした小型ロケットベンチャーなどの新規参入者を支援することとしているほか、人工衛星により得られるデータの利用促進等の方針を示しているところであります。

今月上旬には、アメリカに続き、ヨーロッパの宇宙ビジネス企業が札幌市や大樹町を訪れるなど、北海道における宇宙産業に対する機運が高まってきたと感じるところではありますが、道では、宇宙産業についてどのように認識をしているのか、伺います。

スペース・ザ・ファイナルフロンティア ―― 宇宙、それは人類に残された最後の開拓地、そういうフレーズを御記憶の方も多いと思います。宇宙に魅力を抱くことや探求は、人類にとって

尽きることはないと思います。

インターステラテクノロジズのロケット打ち上げは、これまで遠いものと感じていた宇宙が、我々道民にとって身近なものとなる、そう感じられる機会であったわけであります。

また、ロケット開発や人工衛星データの利用は、国、JAXAによる研究開発から、民間企業によるビジネス、実用の段階に移っていくところであり、産業として大きな発展の可能性を秘めているものと考えます。

来年には北海道命名150年を迎える中、宇宙は、新たな時代のまさしくフロンティア分野として注目されております。その先の道へ、今こそ、こうした分野においても一步を踏み出すタイミングと考えます。

道は、宇宙産業の育成に向けて、今後、どのように取り組んでいくお考えか、伺います。

次に、欧米市場について伺います。

日本での欧米からの観光客数は、総体の1割を超えており、拡大傾向にありますけれども、一方、北海道においては、現在、インバウンドの9割近くがアジアからの観光客で占められており、欧米からはわずかであります。

道は、2020年に外国人観光客数500万人という目標を設定しておりますが、その達成に向けては、アジア地域のみならず、誘致対象地域の拡大が必要と考えます。中でも、日本から遠方ということで、滞在日数も長く、1人当たりの旅行中の支出額やその経済効果も大きい欧米市場について、いよいよ注目すべきときだと私は考えます。

北海道の食を欧米の方々にもPRするため、本年5月に、ミシュランガイド北海道2017特別版が発刊されました。その記念レセプションの席上、ミシュランフランスのベルナール・デルマス副社長とともに、欧州の風に触れている知事の姿からは、これからの北海道の食の新たな世界への発信と、食を通じた欧米への扉がいよいよ開かれるという期待が会場内に満ちあふれていたのは記憶に新しいところであります。

また同時に、英文のウェブサイトが先般構築をされたことも、欧米からのインバウンドにとって大いに追い風になるものと考えられるわけであります。

さらに、クルーズ船などの就航もあり、欧米からの旅行者も、徐々にではありますけれども、ふえている傾向にございます。今まさに、その扉の間口を広げていく機会であると考えます。

こうした欧米市場に対し、道として、これまで、どのような取り組みを行ってきたのか、まず伺います。

欧米の観光客は、世界の多くの国を訪れており、旅なれた方が多いと考えます。欧米への扉の間口を広げる上で、大自然を生かしたアドベンチャー、スポーツハンティング、バードウォッチングといった体験型観光など、文化や食も含めた北海道の特色を大いに生かすことも求められていると考えます。

つまり、旅なれた欧米の方々の多様なニーズに応え、北海道が観光地として選ばれるためには、道や観光振興機構において、欧米市場に対し、専門性もあわせ持った取り組み体制を強化す

るなど、きめ細かく取り組んでいく必要があると考えます。

道として、今後、欧米市場に対する戦略をどのように展開していくのか、所見を伺います。

次に、ジビエの振興について伺います。

最近、同僚議員から「狩猟生活」という雑誌をいただいたところであります。残念ながら、今の概念では昆虫食は含まれておりませんが、その内容から、野生鳥獣の食肉、いわゆるジビエは近年トレンドとなっており、需要が大変高まっていると考えているところであります。

また、国においては、本年6月に策定された成長戦略であります未来投資戦略2017に、ジビエの利活用の促進を新たに掲げ、平成30年度予算の概算要求では、関係予算を大幅に増額するなど、ジビエの振興に追い風が吹いていると考えるわけであります。

本道におけるジビエといえば、まさしくエゾシカ肉であります。道は、ジビエの利用拡大に向け、先進的な取り組みをされており、本年4月には、内閣官房長官を議長とする、ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議で、ジビエ利活用の先進地として、今までの取り組みについてプレゼンテーションを行ったと承知しているところであります。

このような国の動きも踏まえ、道として、ジビエの現状についてどう認識をされているのか、まず伺います。

エゾシカを食肉として活用する場合、捕獲するときから注意が必要であります。より多く食肉として活用するためには、捕獲という川上における取り組みが重要であります。現在、国及び道や市町村において実施されている事業は、農林業被害対策事業にとどまっております。今後、エゾシカ個体数の管理が目標に達することも視野に置いておくことも必要ではないかと考えるわけであります。

その上で、狩猟者が、有効活用を前提とした捕獲に必要な知識や技術について幅広く学ぶとともに、エゾシカ肉の特性、優位性を生かしたレシピや料理を専門的に学習する機会を確保することも重要だと思えます。

例えば、ハンターアカデミーのような、道内の関係大学や食肉調理の関係者と連携した仕組みをつくるなどの取り組みが今後必要であると考えますが、所見を伺います。

ジビエは大自然の恵みであり、また、エゾシカは北海道だけに生息していることから、他にはない食を求める欧米の方々にとっても魅力があるものと考えます。農林業被害対策として捕獲を進めるだけではなくて、いただいた命をジビエとして活用することは、地域振興にもつながる重要な取り組みであると考えられるわけであります。

道として、今後、ジビエの振興にどのように取り組んでいかれるのか、所見を伺います。

次に、人事施策の推進について伺います。

全国を上回るスピードで進む人口減少や高齢化、交通ネットワークの再構築、大規模災害への対応など、本道が直面しているさまざまな重要課題に対応していくためには、優秀な人材を持続的に採用しながら、限られた人材と財源の中で、職員一人一人が持てる力を最大限に発揮することが必要と考えるわけであります。

まず、人材の確保についてであります。近年、民間企業の採用活動は活発化しております。学生優位の売り手市場と言われる中で、公務員という職場においても、人材獲得競争が厳しさをさらに増していくことが想定されております。

一方、道職員の採用状況については、試験に合格しても、民間企業や国の機関、札幌市を初め、道内の市町村への就職を希望し、道への採用を辞退する割合が年々高まってきており、とりわけ、毎年5月に実施している、大学卒業程度を対象とした事務系の採用試験では、合格者の辞退率が、一昨年で5割、昨年は6割を超えており、こうした辞退率の高まりには、今後の採用者数の確保への影響も懸念されるわけであります。

道では、辞退率の高まりについてどのように認識をしているのか、また、採用試験の実施方法なども含めて、今後の人材確保をどのように進めようとしているのか、伺います。

受験者や採用者の確保のため、人事委員会、人事課では、採用セミナーの開催、大学での説明会への参加、あるいは合格者やその保護者を対象にしたガイダンスの実施などの採用活動に取り組んでいるとお聞きしておりますが、道職員採用試験合格者の辞退率は、大学卒業程度の試験区分だけではなくて、高校卒業程度の試験区分にあっても4割前後となっていると承知をしております。

受験者や採用者を確保していくためには、道庁で働くことの魅力や求める人材像を積極的に発信するなど、取り組みを充実していく必要があると考えますが、所見を伺います。

次に、女性職員の活躍推進について伺います。

道の採用者に占める女性の割合については、知事部局の試験職採用者では、近年、30%前後で推移をしております。女性職員の登用の促進やワーク・ライフ・バランスの推進など、女性がより一層活躍できる環境づくりを進めていくことが、道庁を志望する女性の増加、ひいては人材確保にもつながっていくものと考えられるわけであります。

道では、本庁課長級以上の職に占める女性職員の割合を平成31年度までに8%とする数値目標を掲げておりますが、目標達成のためには、課長級職員の候補者である主幹級職員の層の拡大と育成支援が欠かせないと考えます。

女性主幹級職員の登用率は、年々、拡大をしておりますけれども、キャリアアップのための研修機会の充実など、近い将来の課長級昇任につながるような取り組みをさらに行っていくことが必要と考えますが、所見を伺います。

また、女性職員の活躍推進のためには、仕事を続けたいと考える職員が、結婚や育児などを機に仕事をやめることなく、長く働き続けることができる環境づくりが欠かせないと考えるわけであります。

民間企業では、女性職員が、育児休業中に、一時的に働きながら、職場復帰に向けたならし運転の機会を設ける取り組みが近年ふえてきており、正式な職場復帰前に短時間でも仕事することで、不安の軽減やスムーズな復帰につながるメリットがあると言われております。

もちろん、育児休業は、本来、育児に専念することが優先であり、本人の希望に応じながら運

用することが前提ではありますが、休むか働くかといった二者択一ではない中間的な働き方を用意することで、職員が職場を離れていた期間のブランクを埋め、復職がスムーズに進むことを支援することも必要ではないかと思いますが、所見を伺います。

次に、再任用制度について伺います。

再任用制度については、年金支給開始年齢の段階的な引き上げに伴い、今年度の定年退職者から、無年金期間が3年間となる、いわゆる無年金第3世代を迎えるところであります。

国では、国家公務員の定年年齢の段階的な引き上げについて検討を開始されておりますけれども、当分は再任用制度の運用が続くことも想定される中で、将来的に、無年金期間は65歳まで拡大されることになり、これに伴って、今後、再任用職員の大幅な増加が見込まれ、こうしたことを見据えながら、再任用制度を運用していく必要があると考えます。

昨年3月定例会で、私の質問への答弁において、役付の再任用の拡大を進めるとの答弁がなされたわけではありますが、今年度の役付再任用の状況について、まず伺います。

また、新規採用職員の大半が振興局に配置され、各振興局で若手職員の割合が高まっている中で、若手職員の指導、育成や、知識、技能の継承といった面で、再任用職員に、全道の各地域で、役付職員として、さらに活躍していただくような場面が必要であると考えますが、一方で、再任用職員の任用に当たっては、札幌近郊での任用希望が多く、管理職であった職員も、主任級での任用希望が多いと承知をしております。

今後、再任用制度の運用をどのように進めていくお考えなのか、所見を伺います。

最後に、これからの高校づくりに関する指針についてお伺いします。

今般、道教委は、これからの高校づくりに関する指針の素案を公表しました。この指針の素案においては、人口減少社会への対応や地方創生の観点も取り入れられ、地域における教育機会の確保や教育機能の維持向上を図るため、地理的状況等から再編が困難であり、地元進学率が高い1学年1学級の高校は、従来の地域キャンパス校から地域連携特例校へと名称を変更するとともに、第1学年の在籍者が20人を下回った場合でも、地域の取り組み等を勘案した上で、再編を留保し、2年連続して10人を下回った場合に再編整備を行うという、再編基準の緩和を主眼とした特例的な取り扱いを示したところでございます。

このことは、人口減少が進む道内の市町村にとっては、所在する道立高校の存続に向けて、一定程度評価ができる施策だと言えます。

また、再編を留保する場合の地域の取り組みについては、市町村が作成する各種計画や、小中学校との連携した教育活動であるという考え方が先日の文教委員会で示され、私としては、地方創生の観点からも、地域が高校の魅力化に知恵を絞ることが重要であると考えます。

こうした状況を受けながら、入学者が20人を下回った場合、すなわち、再編整備を留保する状況となった場合、地域は、学校の存続に向けてさらに取り組みを行うことになるわけではありますが、道立高校の特色化や魅力化については、本来、設置者である道教委が責任を持って進めるべきと考えます。

このように再編整備を緩和した中であって、地域連携特例校について、道教委は、その存続に向けて、どのように地域と連携して取り組んでいくのか、教育長に伺います。

最後に、この指針の素案において、職業学科について、地域連携特例校と同様に、特例的な取り扱いが示されておりますけれども、職業学科のうち、農業科、水産科、看護科、福祉科についてのみ示されたわけございまして、工業科、商業科については示されておられません。

農業科あるいは水産科については、基幹産業である1次産業を担う人材の育成、看護科、福祉科については、安心した暮らしを支える人材の育成、そういった観点で重要であります。工業科や商業科も、地域の産業を支える人材の育成に重要な役割を担っていると考えます。

こうした職業学科については、中学校卒業者の減少に応じて機械的に学級編制を行うのではなくて、過疎債などが適用されている地域にある職業学科は、普通科とは区別して配置計画を検討するなど、地域の実情なども十分考慮した上で、そのあり方を慎重に検討していただくことが必要と考えますが、教育長の所見を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）笠井議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、道総研に関し、その取り組みへの評価などについてであります。道総研においては、第2期中期目標の達成に向け、食、エネルギー、地域の3点を重点領域として設定し、企業や大学など外部の機関とも連携した研究開発に取り組むほか、地域の企業を支援するための技術指導など、研究成果の普及にも積極的に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、道総研が、幅広い分野にわたる研究開発機能を生かして、地域や企業などの多様化するニーズに応えるなど、北海道の総合的な研究機関としてのセンター的役割を果たし、道民生活の向上、道内の産業の振興に貢献するための取り組みを着実に進めているものと考えております。

次に、第3期中期目標についてであります。地域や企業の多様化するニーズに的確に対応しつつ、食産業の振興、環境と調和した持続的な地域社会の形成など、道の重要な施策の推進に資する研究機関として、道総研は大きな役割を担っております。

平成32年度からの第3期中期目標の策定に当たっては、これまでの研究開発の実績や社会情勢の変化、道政上の重要課題などを勘案した上で、道総研が、北海道の試験研究機関として、未来を担う道内の産業の高度化や経済の活性化、さらには道民の暮らしの向上に一層貢献していくことができるよう、道議会での御議論はもとより、関係する企業や団体を初め、道民の皆様方の御意見も踏まえながら、検討を進めてまいります。

次に、宇宙産業の振興に関し、民間によるロケット打ち上げについてであります。このたび、地域の関係者の全面的な協力のもと、道内の民間企業が、高度100キロメートルの宇宙空間を目指して、単独で開発したロケットの打ち上げに挑んだことは、我が国で初めての試みとして意義があるものと考えます。

結果は、ロケット打ち上げ後に機体のふぐあいが発生し、高度20キロメートル弱まで到達した後、海上に落下したものの、今後の開発につながるデータを取得できたと承知いたしております。

道では、今回の結果を今後の開発に生かし、再び宇宙空間を目指して挑戦することを大いに期待いたしております。

次に、宇宙産業の育成に向けた取り組みについてであります。道内では、このたびのロケット打ち上げにより、宇宙への関心が高まっていることから、この機会を捉えて、企業の宇宙産業への参入の促進に向けて、機運の醸成や取り組みの支援を図ることが重要と考えます。

道では、これまで、宇宙分野の研究者間の情報交換や道内への実験誘致、国内外の宇宙関連ビジネスを紹介するセミナーなどの取り組みを行ってきているところであり、これに加え、企業や研究者による衛星データの利用に関する研究会をあすから開催するところでもあります。

道では、今後とも、国や企業の動向を踏まえながら、経済団体を初め、市町村、大学等と連携し、未来につながる宇宙産業の育成に向けて、国の衛星データ利用事業を活用するなど、技術開発や企業参入に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

次に、欧米市場に関し、これまでの道の取り組みについてであります。道では、これまで、北海道ブランドがかなり浸透してきているアジアの国々や地域を中心に誘客を行ってきているところであり、欧米市場に対しては、スキー旅行博覧会への出展を中心としたプロモーション活動を行ってきているところでもあります。

欧米諸国からの観光客は、比較的、滞在期間が長く、消費額も大きいなど、本道経済にとっても有望な市場となることが期待されますことから、昨年度、アメリカ、イギリスなど欧米5カ国を対象に、道外の空港や道内の観光施設等でのアンケート調査、在日欧米人との嗜好検討会など、欧米の方々の視点に注目したニーズ調査を行うとともに、メディアや旅行会社の招聘、旅行博への出展などを通じて、自然、食、アイヌ文化など、本道の観光資源を生かした誘致活動を強化いたしているところでもあります。

次に、今後の取り組みについてであります。道が昨年度に実施をした調査では、欧米市場における北海道への認知度は総じて低いこと、北海道の観光資源はグローバルに通用する魅力があることなど、課題や可能性が明らかになったと承知をいたしております。

こうした結果を踏まえ、東京、京都などのいわゆるゴールデンルートを訪問する旅行者と、スキーやバードウォッチングなどの特定分野に関心がある旅行者の二つのターゲットを設定し、アウトドア専門誌の招聘など、市場特性に応じた誘客や、オンライン旅行会社を活用した需要喚起、ガイド育成研修による受け入れ体制の充実などに取り組んでまいります。

道といたしましては、欧米旅行者ならではのニーズに的確に対応するためには、道内外における、北海道の魅力を発信する取り組み体制を充実することが重要と考えるものであり、今後とも、観光振興機構と連携しながら、積極的に誘客を促進してまいります。

次に、ジビエに関する認識についてであります。近年、全国的に、野生鳥獣による農作物等

への被害が深刻化、広域化していることから、国では、有害鳥獣の捕獲を強化するとともに、その有効活用による地域の所得の向上を図るため、成長戦略として、ジビエの利活用を掲げ、人材の育成や、処理施設、流通体制の整備などを促進しているところであります。

こうした動きは、ジビエへの関心を高め、エゾシカの捕獲と利活用にとって大きな追い風になるものと考えているところであり、この好機を生かし、国のジビエ振興策を効果的に活用することにより、農林業被害の軽減と、地域産業や雇用の創出の両面で、新たな可能性を広げるものと認識いたします。

次に、ジビエに関する今後の取り組みについてであります。道では、これまで、ハンターの確保育成や、効果的な捕獲と輸送モデルの実証に取り組むとともに、エゾシカ肉処理施設認証制度の創設、レストラン等を対象としたセミナーの開催などにより、安全、安心なエゾシカ肉の利用拡大とブランド化に努めてきているところであります。

私といたしましては、今後とも、学校給食や観光施設での利用など、地産地消を促すとともに、道内外での効果的なプロモーションを展開するなどして、全国一のジビエ産地・北海道から、エゾシカ肉の魅力と環境価値を広く発信することによって、地域の発展につなげてまいります。

最後に、女性職員の活躍推進についてであります。道では、これまで、女性職員が、着実にキャリアアップしながら、安心して働き続けることができるよう、キャリア形成支援や昇任意欲の向上のための研修、育児休業代替制度の充実など、人材育成、職場環境づくりに取り組んできているところであります。

こうした取り組みに加え、来年度からは、女性主幹級職員を対象とした、将来のリーダーの育成に主眼を置いた研修を実施するほか、育児休業中の職員が、職場への復帰準備として短時間の業務ができる仕組みについて、検討を進めているところであります。

道といたしましては、女性職員をきめ細やかにフォローしながら、働きやすく活躍できる職場環境づくりをより一層進めるとともに、そうした取り組みを、採用セミナーなど、あらゆる機会を活用して効果的に発信することにより、現職職員の活躍推進はもとより、女性受験者の拡大にもつながるよう努めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）道総研における、緊急、突発的な課題への対応についてであります。道総研では、昨年度、大規模地震により被災した熊本県と、大雨により被災した南富良野町での建物の危険度判定や住家被害認定調査、さらには鳥インフルエンザ対応などのために、研究職員を緊急派遣し、現地で活動する技術者の支援を行ってきたところでございます。

また、大雨による被害地域における家屋の復旧の際に確認すべき事項などを取りまとめ、広く道民に注意喚起を行ったほか、平成27年に発生が確認されたジャガイモシロシストセンチュウの

防除対策や、昨年、カラマツ林で突発的に大発生した害虫の被害拡大抑制技術、サケの漁獲回復に向けた新たな放流方法の研究に着手するなど、法人の機動性を生かして、突発的な課題や変化する環境に対応した研究開発に適時的確に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）宇宙産業についてであります。近年、我が国では、小型ロケット、小型人工衛星といった宇宙機器の製造に加え、人工衛星からの位置情報や地球観測情報などのデータを利用するビジネスへの民間企業の参入が活発化しております。

一方、人工衛星の打ち上げには、高い技術力や国際競争力が求められるとともに、衛星データの利用については、情報サービスを行う企業の育成などの課題が指摘されているところでございます。

こうした中、十勝地域は、ロケットの射場としての適性があり、また、広大な面積を有する本道においては、農業などの1次産業やインフラの維持管理などで、特に衛星データの利用の効果が大きいと考えられることから、今後、宇宙機器製造と衛星データ利用の両面で、本道の特性を生かして、技術開発や企業参入などを進める必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）ジビエの振興に関し、関係機関との連携についてであります。エゾシカの適正な捕獲管理と、ジビエとしての持続可能な利活用を両立させるためには、狩猟から、解体、流通、加工調理などの各段階で、専門的な知見を蓄積、共有しつつ、相互に理解と連携を深めることが重要と認識しております。

道では、これまで、狩猟や衛生面、栄養面など、幅広い分野の専門家の御協力をいただきながら、ハンターを対象に、ジビエに適した捕獲方法や解体・処理技術の講習を行うとともに、飲食店等を対象に、栄養価を生かしたジビエレシピの開発普及に取り組んでまいりました。

今後は、本道にふさわしいエゾシカの管理と活用のあり方の確立に向けまして、こうした段階に応じた取り組みに加え、狩猟管理、野生動物との共生、食のブランド化に取り組む道内の大学や、食肉調理などの関係機関との緊密な連携のもと、エゾシカに対する理解を深める総合的な取り組みの充実について、検討を行ってまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部職員監梅田禎氏君。

○総務部職員監梅田禎氏君（登壇）人事施策に関し、初めに、職員の採用についてであります。道では、複雑化、高度化するさまざまな行政課題に的確に対応できる多様な人材の確保に向け、平成25年度から、採用試験日程の早期化や、人物重視型の採用試験制度への移行など、受験者の確保に取り組んできているところでございます。

一方で、近年の官民の積極的な採用活動などを背景に、民間企業や国、他の自治体との併願受

験者が多いことから、採用試験合格者の辞退率が高まっている傾向にあり、今後の採用者数の安定的な確保への影響も懸念されているところです。

このため、今年度、新たに、各任命権者と人事委員会で採用試験に関する検討会を設置し、より効果的な試験の実施方法や採用活動について検討を進めており、受験者の確保などに向けた必要な措置を速やかに講ずるなどして、将来の道政運営を担う優秀な人材の確保に努めてまいります。

次に、人材確保に向けた取り組みについてであります。道職員を目指す優秀な人材を安定的に確保するためには、仕事の魅力や採用後の人材育成、勤務環境など、意欲とやりがいを持って働ける職場であることを広く発信しながら、受験者の確保や採用辞退の防止につなげていくことが重要であると考えています。

道では、これまでも、学生等への採用セミナーやインターンシップ、合格者へのガイダンスなどを実施してきていますが、今年度からは、こうした取り組みに加え、新たに、学生等に向けて、全道各地で勤務する道職員の仕事をウェブページを活用して紹介するほか、11月下旬に発表される高校生の合格者を対象とした振興局での職場体験などを実施することとしたところであります。

道といたしましては、今後も、人事委員会とも連携を密にして、学生や社会人経験者など、さまざまな受験者層を対象に、採用セミナーの開催や、道職員ならではの仕事の魅力、採用後のキャリアアッププランの発信をより効果的に実施するなど、さまざまな人材確保策を積極的に展開してまいります。

最後に、職員の再任用についてであります。限られた人員の中で、質の高い行政サービスを維持するには、職員が、定年後の再任用においても、これまでの経験を生かしながら、各職場で、若手職員の指導や、技能、ノウハウの継承なども含めて、中核的な業務を担うことが必要であり、これまでも、役付再任用や地方勤務の促進に取り組んでいるところであります。

今年度の再任用におきましては、役付再任用者を、前年度の16名から36名に増員するとともに、振興局に、若手職員のキャリア形成支援等を担当する主幹職を新たに配置するなど、活躍の場を広げてきているところです。

また、来年度以降の再任用に向けましては、各地域間での新たな人事ローテーションを職員に周知するなどして、引き続き、全道の各地域での配置や役付再任用の拡大に取り組み、再任用職員の経験等をより一層活用しながら、組織の活力の向上を図ってまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）笠井議員の御質問にお答えをいたします。

これからの高校づくりに関する指針に関し、まず、小規模校の魅力化についてでございますが、このたびお示しした、これからの高校づくりに関する指針の素案におきましては、地域連携特例校などの小規模校について、地域における取り組み等を勘案した上で、再編基準を緩和する

こととしたところではありますが、道教委といたしましても、こうした小規模校については、生徒の多様な進路選択や学習ニーズに対応するため、遠隔システムなどのICTを活用した教育環境、小中学校と連携したキャリア教育の充実を図るとともに、地域の人材や自然、産業などの教育資源を活用した特色ある教育活動を推進するほか、それぞれの地域が高校の教育機能の維持向上に向けて設置する協議会等に新たに参画するなど、地域との連携をより一層密にしながら、生徒や保護者はもとより、地域にとっても一層魅力ある高校となるよう取り組んでまいる考えでございます。

次に、職業学科についてでございますが、高校配置計画については、高校進学希望者数に見合う定員を確保することを基本に策定いたしており、中学校卒業生数の減少が引き続き見込まれる中にある場合は、職業学科を含めた高校の定員調整や再編は避けて通れないものと考えておりますが、職業学科は、産業分野ごとに必要な基礎的、基本的な知識や技術を習得させるとともに、ものづくり、商品開発、環境保全の調査研究などを通して、より創造的な能力や実践的な技術を身につけさせる教育活動を行っており、本道の産業を支える人材の育成に重要な役割を果たしているものと認識いたしております。

このため、このたびの素案においては、職業学科について、産業特性等の地域の実情に応じて適切な配置となるよう検討するとともに、学級数を減じる場合は、複数の学習内容に対応した学科に転換するなど、可能な限り生徒の学習選択幅を確保するよう配慮することといたしており、道教委としては、今後とも、地域の方々の御意見を伺い、地域の実情などを十分踏まえながら、職業学科の適切な配置に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 笠井龍司君の質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって質疑並びに質問を終結いたします。

1. 予算特別委員会及び決算特別委員会の設置

1. 議案の予算特別委員会付託及び報告の決算特別委員会付託

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

日程第1のうち、予算及び決算に関する案件については、本議会に予算特別委員会及び決算特別委員会ともに27人の委員をもって構成する両特別委員会を設置し、議案第1号ないし第5号は予算特別委員会に、報告第1号ないし第4号は決算特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 予算特別委員及び決算特別委員の選任

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

ただいま設置されました両特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

（上の委員名簿は巻末**その他**に掲載する）

1. 議案の新幹線・総合交通体系対策特別委員会付託

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

議案第12号については新幹線・総合交通体系対策特別委員会に付託することにいたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 議案及び諮問の常任委員会付託

○議長大谷亨君 次に、残余の案件につきましては、お手元に配付の議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

（上の議案付託一覧表は巻末**議案の部**に掲載する）

1. 日程第2、請願第24号

1. 請願の少子・高齢社会対策特別委員会付託

○議長大谷亨君 日程第2、請願第24号を議題といたします。

請願第24号 北海道の子ども医療費無料化拡充を求める件

（上の請願は巻末請願・陳情の部に掲載する）

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

本件は少子・高齢社会対策特別委員会に付託することにいたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

1. 休会の決定

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

各委員会付託議案等審査のため、9月28日から9月29日まで、及び、10月2日から10月5日まで本会議を休会することにいたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

10月6日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時40分散会